

●香川県告示第377号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業及び区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年8月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び関係地区又は地元地区

計画番号共第1号（あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市鹿浦越崎地先

イ 点の位置

基点A 鹿浦越崎北端から東へ500メートルのところ

〃 B 薦港北コンクリート整地跡北端

〃 C 双子島の東島南端

〃 D 三本松港赤灯台

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第2号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松西地先

イ 点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤基部

〃 B 一ツ島高頂

〃 C 不動明王（東かがわ市松原、湊境界 不動堂）

〃 D 兵庫県男鹿島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cロ、Aイの2直線とCA間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第3号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀地先

イ 点の位置

基点A 女島高頂

〃 B 三本松港一文字防波堤灯台

〃 C 不動明王（東かがわ市松原、湊境界 不動堂）

〃 D 兵庫県男鹿島高頂

〃 E 兵庫県西島高頂

点 イ AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 口 CからD見通し線上Cから200メートルのところ

〃 ハ イからE見通し線上イから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イハ、C口の2直線とイC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、湊川にあっては両岸突端を結んだ線までとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第4号（あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀西地先

イ 点の位置

基点A 女島高頂

〃 B 三本松港一文字防波堤灯台

〃 C 東かがわ市湊、三本松境界

〃 D 一つ島高頂

〃 E 兵庫県西島高頂

点 イ AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

- 〃 口 CからD見通し線上Cから200メートルのところ
 〃 ハ イからE見通し延長線上イから200メートルのところ
 ウ 漁場の区域 C口、イハの2直線とCイ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第5号（あわび、さざえ、なまこ、あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市丹生角ヶ鼻地先

イ 点の位置

基点A 袖無鼻北端

〃 B さぬき市打伏の鼻

〃 C 女島南東端

〃 D 女島南西端

〃 E 絹島東端

〃 F 絹島西端

〃 G さぬき市鷹島東端

〃 H 一つ島高頂

点 イ AからH見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 CからI見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ハ DからE見通し線上Dから100メートルのところ

〃 ニ EからD見通し線上Eから100メートルのところ

〃 ホ FからB見通し線上Fから100メートルのところ

〃 ヘ Gからホ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ハニ、ホへの4直線、絹島、女島、丸亀島周囲沖出し100メートルの只曲線及びヘA間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠
計画番号共第6号（あわび、さざえ、なまこ、いわがき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先

イ 点の位置

基点A 西頭白岩中央

〃 B 東頭白岩中央

ウ 漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲100メートルの区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第7号（あわび、なまこ、さざえ、いわがき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

基点A 津田町鶴羽、津田境界の海境石

〃 B お旅所北端

〃 C 弁天島西端

〃 D 名古島北端

〃 E 名古島東端

〃 F 西頭白岩中央

〃 G 長磯北端

〃 H 脇元漁港1号防波堤中央屈曲部（基部側）

〃 I 東かがわ市丸亀島北端

〃 J 打伏の鼻北端

〃 K さぬき市、東かがわ市境界

〃 L 兵庫県西島高頂

〃 M 吉見漁港北防波堤突端

- 点 イ Aから真方位45度150メートルのところ
 " ロ AからC見通し線上Cから150メートルのところ
 " ハ DからM見通し線上Dから100メートルのところ
 " ニ EからF見通し線上Eから100メートルのところ
 " ホ GからF見通し線上Gから100メートルのところ
 " ヘ HからI見通し線上Hから280メートルのところ
 " ト JからF見通し線上Jから150メートルのところ
 " チ KからL見通し線上Kから150メートルのところ
 ウ 漁場の区域 Kチ、トヘ、ヘホ、ホニ、ハロ、Aイの6直線、KJ、CA間沖出し150メートルの只曲線と、ED間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第8号（あわび、なまこ、さざえ、いわがき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町津田地先

イ 点の位置

基点A 小田、津田町津田境界

" B 小豆島町大角鼻南東端

" C 津田町鶴羽、津田境界の海境石

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

" ロ Cから真方位45度150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cロ、Aイの2直線とAC間沖出し150メートル、猿小島周囲沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第9号 (あわび、さざえ、なまこ、いわがき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町ノカベ岩地先

イ 漁場の区域 ノカベ岩周囲最高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
いわがき漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第10号 (あわび、さざえ、なまこ、いわがき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先

イ 漁場の区域 鷹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第11号 (あわび、なまこ、さざえ、いわがき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町バク岩地先

イ 点の位置

基点A バク岩中央

ウ 漁場の区域 バク岩中央から周囲100メートルの区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第12号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田釜居谷・本小田地先

イ 点の位置

基点A 小田漁港外防波堤基部

〃 B 虎ヶ鼻突端

〃 C 土庄町黒崎鼻

〃 D 小豆島町大角鼻灯台

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第13号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田西浜・興津地先

イ 点の位置

基点A 西浜護岸西端

〃 B 小豆島町大福部島高頂

" C 苦張漁港外防波堤基部
 " D 小豆島町地蔵崎灯台
 点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ
 " 口 CからD見通し線上Cから150メートルのところ
 ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第14号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田大串地先

イ 点の位置

基点A 小林の鼻

" B 小豆島町大角鼻

" C 大串崎

" D 小豆島町長者ヶ鼻

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

" 口 CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第15号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市白方漁港東地先

イ 点の位置

基点A 白方漁港東防波堤基部

〃 B 土庄町大深山高頂（227メートル）

〃 C 鴨部川尻白方水門中央

点 イ Aから突端へ50メートルのところ

〃 口 CからB見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 さぬき市鴨庄

計画番号共第16号（えむし、あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A 大字原西の川尻中央

〃 B 牟礼港川東地区埋立地南端

〃 C さぬき市小串崎

〃 D さぬき市小串高頂

点 イ AからC見通し線上Aから40メートルのところ

〃 口 BからD見通し線上Bから40メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、口Bの2直線とAB間沖出し40メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市牟礼町

計画番号共第17号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町篠尾地先

イ 点の位置

基点A 太鼓鼻

〃 B 平谷鼻

〃 C 高島北端

〃 D さぬき市大串崎（小田、鴨庄境界）

点 イ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

〃 口 AからD見通し線上Aから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bイ、A口の2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第18号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島地先

イ 漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第19号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町北部地先

イ 点の位置

基点A 江ノ浦埋立地西側護岸北角から護岸沿い南へ50メートルのところ

〃 B 平谷鼻

〃 C 土庄町大余島東端

点 イ 江ノ浦埋立地西護岸北延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 口 BからC見通し線上Bから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とイB間沖出し80メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第20号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町稻毛島地先

イ 漁場の区域 稲毛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第21号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町兜島・鎧島地先

イ 点の位置

基点A 鎧島南東端

〃 B 鎧島南西端

〃 C 兜島南西端

〃 D 兜島北西端

〃 E 兜島北端

〃 F カナワ岩灯台

〃 G 兜島南東端

〃 H 土庄町豊島礼田崎

〃 I 土庄町小豊島西端

〃 J 小豆島町二面觀音崎

〃 K 稲毛島北端

〃 L 江の浜東ノ鼻

〃 M 大島東端

点 イ AからL見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからM見通し線上Bから300メートルのところ

〃 ハ CからH見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ニ DからH見通し線上Dから100メートルのところ

〃 ホ EからI見通し線上Eから100メートルのところ

〃 ヘ FからJ見通し線上Fから50メートルのところ

〃 ト GからK見通し線上Gから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの7直線と兜島及び鎧島の最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第22号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 大島アバギの鼻西端

〃 B 矢竹島南端

〃 C 大島北端

〃 D 大島北東端

〃 E 大島東浦護岸南端

〃 F 大島南東端

〃 G 大島メクチ鼻

〃 H 大島南西端

〃 I 女木島南の高頂（217メートル）

〃 J 男木島南端

〃 K 土庄町小豊島西端

〃 L 兜島北端

〃 M 鎧島北端

〃 N 稲毛島南端

〃 O 御殿山根太鼻

〃 P ハジキ鼻

〃 Q 屋島長崎鼻

点 イ AからI見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ BからJ見通し線上Bから50メートルのところ

〃 ハ CからK見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ニ DからL見通し線上Dから100メートルのところ

〃 ホ EからM見通し線上Eから50メートルのところ

〃 ヘ FからN見通し線上Fから50メートルのところ

〃 ト FからO見通し線上Fから50メートルのところ

〃 チ GからP見通し線上Gから50メートルのところ

〃 リ HからQ見通し線上Hから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リイの9直線と大島及び矢竹島の最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	5月1日から8月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第23号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伝法川尻及び余島地先

イ 点の位置

基点A 伝法川橋南西端から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 B 小豆（アズキ）島南端

〃 C 小豆島町飛崎南端

〃 D 仮崎南端

点 イ Aから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ Aとイの中央点

〃 ハ ロからC見通し線とDからB見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロハ、ハDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び仮崎・弁天島・中余島・大余島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、王子前漁港泊地内は除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号共第24号（わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦北地先

イ 点の位置

基点A 家浦、唐櫃境界（深谷川尻）

〃 B 岡山県岡山市幸西外波崎

〃 C 甲崎

〃 D 直島町井島戸尻鼻

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、硯漁港泊地内、家浦港内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第25号（わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦南地先

イ 点の位置

基点A 坊主ノ鼻

〃 B 高松市女木島西端

〃 C 保崎

〃 D 直島町姫泊山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第26号 (わかめ、あわび、さざえ、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島甲生地先

イ 点の位置

基点A 保崎

〃 B 儀佐工門鼻

〃 C 直島町姫泊山高頂

〃 D 高松市男木島東端

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島甲生

計画番号共第27号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先

イ 点の位置

基点A 渕崎、伊喜末境界（大谷川尻中央）

〃 B 故木崎北端

〃 C 四海漁港1号護岸北西端

〃 D 四海漁港14号護岸南西端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、CDの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号共第28号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先

イ 漁場の区域 葛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号共第29号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町沖之島地先

イ 漁場の区域 沖之島周囲最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江

計画番号共第30号（わかめ、てんぐさ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千振島地先

イ 漁場の区域 千振島周囲最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで

さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜

計画番号共第31号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江・長浜地先

イ 点の位置

基点A ハヤ崎北端

〃 B ナガ崎西端

〃 C 千振島南端

点 イ Aから真方位0度50メートルのところ

〃 口 BからC見通し線上Bから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮

計画番号共第32号（わかめ、ごかい、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先

イ 点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界（深谷川尻）

〃 B 岡山県岡山市沖鼓島高頂

〃 C 儀佐工門鼻

〃 D 高松市男木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
ごかい漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫛

計画番号共第33号 (あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田地先

イ 点の位置

基点A 吉田川尻右岸防砂堤基部から突端へ43メートルのところ

〃 B 吉田川尻左岸防砂堤基部

ウ 漁場の区域 Aを中心とする半径150メートルの線とAからB見通し線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号共第34号 (わかめ、あわび、さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田から岩谷に至る地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町吉田、土庄町小部境界

〃 B 星ヶ城高頂 (817メートル)

〃 C 松ヶ鼻

〃 D 兵庫県洲本市光山 (千光寺山) 高頂 (448メートル)

点 イ BからA見通し延長線上Aから200メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線と福田小島を含むAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、吉田、福田、当浜、岩谷の各漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷

計画番号共第35号（わかめ、あわび、さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町橘地先

イ 点の位置

基点A 松ヶ鼻

〃 B 橘、坂手境界（笠ヶ鼻）

〃 C 兵庫県洲本市光山（千光寺山）高頂（448メートル）

〃 D 兵庫県南あわじ市丸山崎

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線と城ヶ島を含むAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、橘漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町橘

計画番号共第36号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手から西村に至る地先

イ 点の位置

基点A 橘、坂手境界（笠ヶ鼻）

〃 B 坂手大泊剣石

- 〃 C 風ノ子島北端
 - 〃 D 風ノ子島西端
 - 〃 E 大角鼻南の高頂（159メートル）
 - 〃 F 小島北西端
 - 〃 G 大手城鼻
 - 〃 H 権現鼻
 - 〃 I 切谷北防波堤基部
 - 〃 J 赤鼻
 - 〃 K 弁天島西端
 - 〃 L 草壁、西村境界
 - 〃 M 小豆島町西村、二面境界
 - 〃 N 石場南の鼻
 - 〃 O 旧二生村、三都村境界（大崎）
 - 〃 P 兵庫県南あわじ市丸山崎
 - 〃 Q 内海港草壁東防波堤基部から先端へ20メートルのところ
 - 〃 R 内海港草壁第5護岸南端
 - 〃 S 別当川右岸護岸南端
- 点 イ AからP見通し線上Aから200メートルのところ
 〃 ロ BからC見通し線上Bから200メートルのところ
 〃 ハ DからE見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 〃 ニ DからE見通し線上ハからDへ200メートルのところ
 〃 ホ FからG見通し線上Fから200メートルのところ
 〃 ヘ GからF見通し線上Gから200メートルのところ
 〃 ト HからO見通し線上Hから200メートルのところ
 〃 チ IからM見通し線上Iから300メートルのところ
 〃 リ KからN見通し線上Kから200メートルのところ
 〃 ヌ JからJ見通し線上Jから200メートルのところ
 〃 ル LからK見通し線上Lから300メートルのところ
 〃 ヲ MからI見通し線上Mから300メートルのところ
 〃 ワ Rから真方位114度30分201メートルのところ
 〃 カ ワから真方位204度30分の線とりからL見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、ロC、Dニ、ホヘ、トHの5直線とAB間、小島を含むハH間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、風ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域、Hト、トチ、チIの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Iチ、Jヌの2直線とIJ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Jリ、リル、ルLの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びルル、Mヲの2直線とLM間沖出し300メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Qル、ルカ、カワ、ワSの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手・苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第37号（あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島地先

イ 漁場の区域 大福部島、小福部島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第38号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手大角鼻地先

イ 点の位置

基点A 濱の元鼻

〃 B 風ノ子島西端

〃 C 鯨鼻

〃 D 小福部島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第39号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町風ノ子島地先

イ 漁場の区域 風ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第40号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手小島地先

イ 漁場の区域 小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第41号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手大手城地先

イ 点の位置

基点A 坂手港西B護岸西側基部

〃 B 雨倉鼻

〃 C 小島西端

〃 D 小福部島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第42号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手徳本から馬戸に至る地先

イ 点の位置

基点A 坂手徳本剣石の鼻

〃 B 風ノ子島東端

〃 C ダイヤモンドビーチ東の大排水口

〃 D 小島南端

点 イ AからB見通し線上Aから35メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから35メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し35メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第43号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町風ノ子島地先

イ 漁場の区域 風ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し35メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第44号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手小島地先

イ 漁場の区域 小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し35メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第45号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町権現鼻地先

イ 点の位置

基点A 権現鼻北西端

〃 B 竹生西防波堤基部

〃 C 中ノ鼻

〃 D 切谷北防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから30メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し30メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第46号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町切谷から堀越に至る地先

イ 点の位置

基点A 切谷北防波堤基部

〃 B 小豆島町長崎岩島

〃 C 佐野安商事解体場護岸西端から海岸沿い西へ100メートルのところ

〃 D 弁天島西端

点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ
〃 口 CからD見通し線上Cから30メートルのところ
ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し30メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第47号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町古江地先

イ 点の位置

基点A 赤鼻

〃 B 弁天島西端

〃 C 音ノ宮北端

〃 D 弁天島東端

点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから30メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し30メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第48号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町苗羽弁天島地先

イ 漁場の区域 弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し30メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第49号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町西村清水・日方地先

イ 点の位置

基点A 清水交通安全碑

〃 B 丸山鼻

〃 C 小豆島オリーブユースホステル前の防砂堤基部

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ20メートルのところ

〃 ハ CからB見通し線上Cから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Cハの2直線とイC間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第50号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町西村水木地先

イ 点の位置

基点A 水木ひふみ屋前の防砂堤基部

〃 B ウン崎北西端

〃 C 水木東宮殿下乗船記念碑前の防砂堤基部

〃 D 権現鼻北西端

点 イ AからB見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・草壁・西村

計画番号共第51号（あわび、さざえ、うに）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町三都地先

イ 点の位置

基点A オトガ鼻

〃 B 大福部島高頂

〃 C 崩鼻西端

〃 D 高松市庵治町竹居観音崎

点 イ AからB見通し線上Aから90メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから90メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し90メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲野・神浦・吉野

計画番号共第52号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野地先

イ 点の位置

基点A 沖ノ鼻

〃 B 旧二生村、三都村池田湾側境界

〃 C 長者鼻

〃 D 崩鼻西端

〃 E 釈迦ヶ鼻

〃 F チョウシャノ鼻

〃 G 旧二生村、三都村東側境界

〃 H 小豆島町西村、二面境界

〃 I 土庄町大余島高頂

〃 J 土庄町豊島礼田崎

〃 K 高松市庵治町竹居観音崎

〃 L さぬき市大串崎

〃 M 大福部島南端

〃 N 権現鼻

〃 O 切谷北防波堤基部

点 イ BからI見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ロ CからJ見通し線上Cから75メートルのところ

〃 ハ DからK見通し線上Dから50メートルのところ

〃 ニ EからL見通し線上Eから90メートルのところ

〃 ホ FからM見通し線上Fから90メートルのところ

〃 ヘ GからN見通し線上Gから90メートルのところ

〃 ト HからO見通し線上Hから90メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ホヘ、ヘト、トHの7直線とEF間沖出し90メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野

計画番号共第53号 (なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町池田・蒲生地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町蒲生、土庄町渕崎境界

〃 B 飛崎

〃 C 沖の鼻

〃 D 高松市庵治町高島東端

〃 E さぬき市小串崎

〃 F 池田港西防波堤突端

〃 G 池田大川西護岸突端

点 イ AからE見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、FからG見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町池田・蒲生

計画番号共第54号（わかめ、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町瀬戸地先

イ 点の位置

基点A ホジ浦白竹の鼻（小山鼻から海岸沿い南へ190メートルのところ）

〃 B 大槌島高頂

〃 C 魚戸北鼻

〃 D 庵治町大島北端

点 イ AからB見通し線上Aから70メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから70メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し70メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第55号（わかめ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町東部地先

イ 点の位置

基点A 女木島中の高頂（187メートル）

〃 B 柳谷（庵治町竹居観音崎から大島南端見通し延長線）

〃 C 屋島長崎鼻

〃 D 庵治町竜王山高頂

〃 E キャンプ場南端の突堤基部から北へ105メートルのところ

点 イ AからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

- 〃 口 BからC見通し線上Bから100メートルのところ
 - 〃 ハ AからD見通し線上イからDへ100メートルのところ
 - 〃 ニ AからD見通し線上イからDへ200メートルのところ
 - 〃 ホ EからC見通し線上Eから200メートルのところ
- ウ 漁場の区域 B口、ハニ、ニホ、ホEの4直線とBイ間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第56号（わかめ、あわび、さざえ、あさり、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町岳下地先

イ 点の位置

基点A 海底電線取付電柱から海岸沿い南へ50メートルのところ

〃 B 屋島獅子の巖

〃 C 西浦クワレ（崩落跡）

〃 D 小槌島南端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上ロからDへ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハの2直線とAロ間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行につ

いては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市男木町

計画番号共第57号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町東部地先

イ 点の位置

基点A 男木島北東端

〃 B 土庄町小豊島西端 (干出鼻)

〃 C 男木漁港北防波堤基部

〃 D 屋島長崎鼻北端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Cロの2直線とAC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線
に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市男木町

計画番号共第58号 (わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町南部地先

イ 点の位置

基点A 男木漁港南防波堤基部

〃 B 屋島長崎鼻

〃 C 大槌島高頂

〃 D 男木港南防波堤基部

点 イ AからB見通し線上Aから40メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから40メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロの2直線とAD間沖出し40メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線
に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市男木町

計画番号共第59号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町北西部地先

イ 点の位置

基点A 長畠排水口

〃 B 直島町姫泊山高頂 (99メートル)

〃 C 城ヶ鼻西端

〃 D 直島町柏島南端

点 イ AからB見通し線上Aから80メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し80メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市男木町

計画番号共第60号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市大槌島地先

イ 点の位置

基点A 大槌島東海岸の香川県、岡山県境界

〃 B 大槌島西海岸の香川県、岡山県境界

- 〃 C 男木島北端
- 〃 D 坂出市室木島南端
- 点 イ AからC見通し線上Aから50メートルのところ
- 〃 口 BからD見通し線上Bから50メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市（高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。）、坂出市王越町

計画番号共第61号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市小槌島地先

イ 漁場の区域 高松市小槌島周囲最大高潮時海岸線から沖出し50メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 高松市（高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。）、坂出市王越町

計画番号共第62号（さざえ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町尾高島及び角崎地先
- イ 点の位置
- 基点A 直島角崎
 - 〃 B 向島猫ヶ鼻
 - 〃 C 尾高島北西端
 - 〃 D 直島姫泊山頂
- 点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ
- 〃 ロ CからD見通し線と直島最大高潮時海岸線との交差点
- 〃 ハ ロからC見通し線上ロから100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イA、ロハの2直線とAロ間沖出し100メートルの只曲線及び尾高島最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの只曲線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第63号（さざえ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町井島南部地先

イ 点の位置

- 基点A 土庄町豊島家浦港沖防波堤灯台
- 〃 B 土庄町豊島甲崎
- 〃 C 直島重石ノ鼻
- 〃 D 家島ミヤマ尻鼻

- 点 イ AからB見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点
- 〃 ロ イからB見通し線上イから100メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点
- 〃 ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ

- ウ 漁場の区域 イロ、ハニの2直線とイハ間沖出し100メートルの只曲線及び井島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第64号（さざえ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島西部地先

イ 点の位置

基点A 寺島早崎北端

〃 B 局島北端

〃 C 井島ヘラガ崎ベニ石

〃 D 大ハタゴ島北東端

点 イ AからB見通し延長線と井島最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからB見通し線上イから100メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハCの3直線と井島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第65号（さざえ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臘島地先

イ 点の位置

基点A 杵島南東端

〃 B 京ノ上臘島北端

〃 C 下鳥島南東端

〃 D 上鳥島北西端

〃 E 京ノ上臘島南端

点 イ AからB見通し延長線と京ノ上臘島最大高潮時海岸線との交差点

- " 口 CからD見通し延長線と京ノ上臘島最大高潮時海岸線との交差点
 " ハ イからB見通し線上イから60メートルのところ
 " ニ 口からD見通し線上口から60メートルのところ
 ウ 漁場の区域 イハ、口ニの2直線とイからEを経て口の間沖出し60メートルの只曲線及び京ノ上臘島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第66号（さざえ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島西部地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市犬戻鼻

" B 荒神島西端

" C 荒神島南西端

" D 高松市大槌島高頂

" E トビス西端

点 イ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

" ロ イからE見通し線とAからB見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロBの3直線と荒神島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第67号（さざえ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町向島南東部地先

イ 点の位置

基点A 向島東端

" B 直島角崎

" C 向島南東端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と向島最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第68号（さざえ、あわび、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町安野島地先

イ 漁場の区域 安野島周囲最大高潮時海岸線から沖出し80メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 藻建網、磯建網漁業と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第69号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ、うに）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町木沢地先

イ 点の位置

基点A 宮ノ鼻

" B (株)関西物産養魚場北側築堤基部から海岸沿い北へ150メートルのところ

- 〃 C 大崎鼻（高松市、坂出市境界）
- 〃 D 高松市小槌島高頂
- 点 イ BからA見通し線上Bから50メートルのところ
- 〃 口 CからD見通し線上Cから50メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Bイ、C口の2直線とBC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第70号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ、うに）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町宮ノ鼻地先

イ 点の位置

基点A 旧乃生塩田北護岸西角から護岸沿い東へ50メートルのところ

〃 B 旧乃生塩田北護岸東角

〃 C 乃生漁港東防波堤基部から防波堤沿い突端へ50メートルのところ

〃 D 乃生漁港東防波堤基部

〃 E 木沢港西防波堤基部

〃 F 木沢港西防波堤基部から防波堤沿い突端へ50メートルのところ

〃 G 岡山県玉野市宮田山高頂（122メートル）

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ

〃 口 AからB見通し延長線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イC、B口の3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びDC、EFの防波堤とDE間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第71号 (わかめ、なまこ、あわび、さざえ、うに)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町乃生岬地先

イ 点の位置

基点A 三木水産作業場北端

〃 B 宮ノ鼻

〃 C 王越町、大屋富町境界

〃 D 小瀬居島北端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市王越町

計画番号共第72号 (わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町地先

イ 点の位置

基点A 瀬居町東浦漁港本浦南防波堤東角 (旧本浦大石)

〃 B 相模坊

〃 C 北浦大石

〃 D コスモ石油(株)坂出製油所埋立地東護岸南角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸

線に囲まれた区域並びにヒジリ岩周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。
ただし、東浦漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第73号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島地先

イ 点の位置

基点A 天狗岩

〃 B 番ノ州埋立地北西護岸西角

〃 C 宇多津町吉田埋立地西護岸中央角

〃 D 三豊市詫間町志々島南端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第74号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小瀬居島地先

イ 漁場の区域 小瀬居島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第75号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市三ツ子島地先

イ 漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第76号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市小与島地先

イ 漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行につ

いては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第77号 (わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市与島・鍋島・羽佐島地先

イ 漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び与島港泊地内を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第78号 (わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市岩黒島地先

イ 漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び岩黒島港泊地内を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第79号 (わかめ、なまこ、あわび、さざえ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市室木島地先

イ 漁場の区域 室木島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第80号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大裸島・小裸島地先

イ 漁場の区域 大裸島・小裸島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第81号（わかめ、なまこ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石・歩渡島地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端

〃 B 歩渡島北端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 口 BからA見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間櫃石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分及び櫃石漁港泊地内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
なまこ漁業	11月1日から翌年3月31日まで

あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第82号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻地先

イ 点の位置

基点A 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ250メートルのところ

〃 B 丸亀市本島町ジョウケンボ鼻

〃 C 丸亀市牛島東端

〃 D 旧沖耕塩田北護岸防砂堤突端

〃 E 宇多津港防波堤突端

〃 F 大東川尻左岸護岸突端

〃 G Fから護岸沿い南へ121メートルのところに設置した標柱

〃 H 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ334メートルのところに設置した標柱

点 イ EからC見通し線上Eから100メートルのところ

〃 ロ 大東川尻左岸護岸延長線と宇多津港防波堤延長線との交差点

〃 ハ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ニ 大東川尻左岸護岸延長線とハからD見通し線との交差点

〃 ホ 大東川尻左岸護岸延長線上口からニへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イE、Eロ、ロF、GH、Aハ、ハニ、ニホ、ホイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 綾歌郡宇多津町

計画番号共第83号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田地先

イ 点の位置

基点A 吉田埋立地西護岸中央角から護岸沿い南へ500メートルのところ

〃 B 吉田埋立地南角防波堤突端

〃 C 多度津町高見島高頂（竜王の森298メートル）

- 点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、イBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (2) 漁業の種類、名称及び時期
- 第一種共同漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|-------|------------------|
| わかめ漁業 | 11月1日から翌年5月31日まで |
- (3) 制限又は条件
- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (4) 関係地区 綾歌郡宇多津町
- 計画番号共第84号 (あおのり、えむし、あさり)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 丸亀市土器川尻地先
- イ 点の位置
- 基点A 富士見町5丁目護岸北東端から護岸沿い南へ350メートルのところ
 " B 旧沖桟塩田北護岸西角
 " C 旧土器塩田北護岸東角
 " D 牛島西端
- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、土器川にあっては土器川大橋下流側から下流10メートルのところまでとする。
- (2) 漁業の種類、名称及び時期
- 第一種共同漁業
- | 名 称 | 時 期 |
|--------|----------------|
| あおのり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| えむし漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| あさり漁業 | 1月1日から12月31日まで |
- (3) 制限又は条件
- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (4) 関係地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）
- 計画番号共第85号 (あおのり、えむし、あさり)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 丸亀市金倉川尻地先
- イ 点の位置
- 基点A 中津町（株）伏見製薬所北側護岸西端
 " B 金倉川防砂堤突端
 " C Bから基部へ110メートルのところ
 " D 丸亀市、多度津町境界
- ウ 漁場の区域 AB、CDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、金倉川にあ

っては金倉川橋下流側から下流10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第86号（わかめ、あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市上真島地先

イ 点の位置

基点A 本島町カブラ崎鼻

〃 B 牛島西端

〃 C 旧土器塩田北護岸東角

〃 D 旧土器塩田北護岸西角

点 イ CからDを見通し延長線と富士見町5丁目護岸との交差点

〃 ロ イからAを見通し線上イから1,050メートルのところ

〃 ハ イからAを見通し線上口からAへ500メートルのところ

〃 ニ DからBを見通し線上Dから1,050メートルのところ

〃 ホ DからBを見通し線上ニからBへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホニ、ニロの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第87号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町向島地先

イ 点の位置

基点A 笠島漁港東防波堤基部

- " B オノ浦鼻北東端
- " C 向島南西端
- " D 向島南東端
- " E 坂出市羽佐島南端
- " F 坂出市与島南の高頂（48メートル）
- 点 イ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- " ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- " ハ BからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- " ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第88号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先
- イ 点の位置

- 基点A 福田東護岸北端
- " B 岡山県六口島西端
- " C 大浦地区護岸北端
- " D 大浦墓地防砂堤東側基部

ウ 漁場の区域 Aイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第89号（あわび、さざえ）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町大字東白方地先

- イ 点の位置

基点A 西港町西側護岸屈折部（海上保安庁水路部基点）

- " B Aから護岸沿い北西へ150メートルのところ
 - " C Aから護岸沿い北西へ300メートルのところ
 - 点 イ BからC見通し線と直角にBから南西へ200メートルのところ
 - " ロ BからC見通し線と直角にBから南西へ300メートルのところ
 - " ハ BからC見通し線と直角にCから南西へ300メートルのところ
 - " ニ BからC見通し線と直角にCから南西へ200メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あわび漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第90号（えむし、あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方海岸寺地先

イ 点の位置

基点A 白方漁港埋立地西護岸南端から護岸沿い北へ100メートルのところ

" B 海岸寺弘田川尻西防砂堤基部

" C 多度津町大字西白方駒止石

" D 多度津町高見島高頂（竜王の森298メートル）

点 イ BからD見通し線上Bから210メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから60メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、弘田川尻にあっては海岸寺橋下流端までとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第91号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島地先

イ 点の位置

基点A 福島神社

〃 B 亀笠島高頂

〃 C 亀笠島南西端

点 イ BからA見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからA見通し線上イからAへ20メートルのところ

〃 ハ CからA見通し線上Cから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ハCの2直線とイC間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第92号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町向島地先

イ 点の位置

基点A モトドリ鼻北端

〃 B 向島東端

〃 C 向島南西端

ウ 漁場の区域 CA、ABの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市（与島漁業協同組合の地区に限る。）、丸亀市本島町・広島町（小手島を除く）・手島町

計画番号共第93号（えむし）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町西部地先（園ノ洲）

イ 点の位置

基点A 福田漁港北防波堤突端から基部へ75メートルのところ（旧突端）

〃 B 生ノ浜港北防波堤突端

- " C 広島北端
 - " D 広島町白石鼻南端
 - " E カブラサキ鼻西端
 - " F 丸亀市下真島高頂
 - " G 岡山県上水島西端
- 点 イ AからC見通し線とEからG見通し線との交差点
 ロ AからC見通し線とFからG見通し線との交差点
 ハ BからD見通し線とFからG見通し線との交差点
 ニ BからD見通し線とEからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 坂出市（与島漁業協同組合の地区に限る。）、丸亀市本島町・広島町（小手島を除く）・手島町

計画番号共第94号（さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町志々島地先
- イ 漁場の区域 志々島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町志々島・粟島

計画番号共第95号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町粟島地先
- イ 漁場の区域 粟島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町志々島・粟島

計画番号共第96号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町大見地先

イ 点の位置

基点A 津島神社社務所護岸東端

〃 B 西久保谷踏切

〃 C 津島西端

〃 D 津島東端

ウ 漁場の区域 A D、B Cの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市三野町大見、詫間町詫間

計画番号共第97号（あさり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町高谷地先

イ 点の位置

基点A 岩島東端（干出）

〃 B 貯木場三号防波堤基部

〃 C 高谷鼻北東端

ウ 漁場の区域 C A、A Bの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
あさり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町詫間

計画番号共第98号（わかめ、えむし、さざえ、うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜・積・箱・生里地先

イ 点の位置

- 基点A 三豊市詫間町、仁尾町境界
" B 観音寺市伊吹町不動鼻（伊吹島北端）
" C 三豊市詫間町香田、大浜境界
" D 栗島不天洲南端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ
" 口 CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、大浜漁港埋立地地先については、旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
わかめ漁業	11月1日から翌年5月31日まで
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

3 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町大浜・積・箱・生里

計画番号共第99号（うに、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町家ノ浦地先

イ 点の位置

- 基点A 仁尾町山田鼻
" B 仁尾町大蔦島北西端
" C 詫間町、仁尾町境界
" D 観音寺市伊吹町不動鼻（伊吹島北端）

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ
" 口 CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
うに漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行につ

いては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町大浜、仁尾町

計画番号共第100号 (えむし、あさり、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町地先

イ 点の位置

基点A 三豊市仁尾町、観音寺市境界

〃 B 観音寺市円上島北端

〃 C 旧仁尾塩田南西角

〃 D 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

〃 E 交合谷

〃 F 大蔦島北西端

〃 G 小蔦島東端

点 イ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロG、FEの4直線と大蔦島、小蔦島周囲沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、仁尾港金坂地区1号防波堤突端から2号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市仁尾町

計画番号共第101号 (さざえ、なまこ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町姫浜地先

イ 点の位置

基点A 花畠漁港防波堤中央屈折部から突端へ125メートルのところ (旧突端)

〃 B 富士紡績跡地北側護岸西角防波堤基部

〃 C 豊浜港赤灯台

点 イ Bから護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 ロ イからC見通し線上イから20メートルのところ

〃 ハ BからA見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Bハの2直線とイB間・富士紡績跡地北西角防波堤周囲沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市豊浜町

計画番号共第102号（さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町高須賀埋立地地先

イ 点の位置

基点A 豊浜港赤灯台

〃 B 高須賀埋立地西護岸南角

〃 C 香川県、愛媛県境界（余木崎）

〃 D 観音寺市大股島北端

点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し20メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市豊浜町

計画番号共第103号（さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町箕浦地先

イ 点の位置

基点A 西原川尻から海岸沿い南西へ200メートルのところ

〃 B 箕浦漁港東防波堤基部

〃 C 観音寺市伊吹町赤崎

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ Bから突端へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸

線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市豊浜町

計画番号共第104号（さざえ、なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町箕浦南部地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界（余木崎）

〃 B 豊浜港赤灯台

〃 C JR四国予讃線箕浦トンネル東入口

点 イ CからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 口 AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ハ CからB見通し線上イからBへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 A口、イハの2直線とAイ間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市豊浜町

計画番号共第105号（えむし、あさり、はまぐり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市室本町、有明浜地先

イ 点の位置

基点A 観音寺港北防波堤灯台

〃 B 三豊市仁尾町、観音寺市境界

〃 C 円上島北端

点 イ BからC見通し線上Bから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、財田川にあ

つては煉瓦橋橋脚までとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町・室本町
計画番号共第106号（えむし、あさり、はまぐり、ばかがい、まで）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺港から観音寺市豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界（余木崎）

〃 B 伊吹町赤崎

〃 C 豊浜港赤灯台

〃 D 観音寺港赤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イC、CDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、柞田川にあっては鉄橋橋脚までとする。また、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域（平成11年香川県告示第886号）及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	1月1日から12月31日まで
はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで
まで漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市大野原町・豊浜町・観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町

計画番号共第107号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先

イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第108号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

イ 漁場の区域 大股島北東端から小股島北東端見通し線及び大股島南西端から小股島南西端見通し線並びに大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第109号（なまこ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	12月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第201号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 犬もどり

〃 C 兵庫県淡路市江崎

〃 D 松島東端

点 イ AからD見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第202号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 漁場の区域 松島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

エ 魚類を威嚇して操業してはならない。

オ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第203号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市通念島地先

イ 漁場の区域 通念島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

エ 魚類を威嚇して操業してはならない。

オ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第204号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 漁場の区域 毛無島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

エ 魚類を威嚇して操業してはならない。

オ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第205号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市双子島地先

イ 漁場の区域 双子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期

藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第206号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市一つ島地先
- イ 漁場の区域 一つ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第207号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠地先

イ 点の位置

基点A 犬もどり

- 〃 B 東かがわ市、さぬき市境界
- 〃 C 兵庫県西島高頂
- 〃 D 女島北西端
- 〃 E 兵庫県淡路市江崎
- 〃 F 三本松港西埋立地南西角
- 〃 G Fから護岸沿い北へ75メートルのところ
- 〃 H 三本松港西埋立地北西角
- 〃 I 三本松港西防波堤突端北東角

- 点 イ AからE見通し線上Aから350メートルのところ
 " 口 BからC見通し線上Bから800メートルのところ
 " ハ Dから口見通し線上Dから100メートルのところ
 " ニ Fから真方位306度42分20メートルのところ
 " ホ Gから真方位306度42分20メートルのところ
 " ヘ Hから真方位351度41分28メートルのところ
 " ト Iから真方位342度74メートルのところ
 ウ 漁場の区域 Aイ、B口、口ハの3直線とAから住吉鼻間沖出し350メートルの只曲線、丸
 亀島、女島周囲沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、
 三本松港西埋立地地先については、旧海岸線を基準とする。また、Fニ、ニホ、ホヘ、ヘト、
 トIの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に
 ついては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
 ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
 エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のもの
 のを使用してはならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第208号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町地先

イ 点の位置

- 基点A 東かがわ市、さぬき市境界
 " B 津田川東側護岸突端
 " C 平畠北側防砂堤突端
 " D さぬき市津田町、小田境界
 " E 小豆島町大角鼻南東端
 " F 鷹島東端
 " G 兵庫県西島高頂
 " H 東かがわ市絹島南西端

点 イ AからG見通し線とHからC見通し線との交差点

" 口 BからF見通し線とCからH見通し線との交差点

" ハ Fから真方位90度100メートルのところ

" ニ DからE見通し線上Dから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニDの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町

計画番号共第209号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽頭白岩地先

イ 点の位置

基点A 西頭白岩中央

〃 B 東頭白岩中央

ウ 漁場の区域 AとBを結ぶ線の周囲100メートルの区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第210号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田地先

イ 点の位置

基点A さぬき市小田、津田町境界

〃 B 馬ヶ鼻

- " C 苦張弁天鼻
- " D さぬき市小田、鴨庄境界
- " E 小豆島町三都崩鼻
- " F 小豆島町大角鼻灯台
- 点 イ AからF見通し線上Aから350メートルのところ
- " ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ
- " ハ CからB見通し線上Cから350メートルのところ
- " ニ DからE見通し線上Dから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、ニの3直線とAB間及びCD間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第211号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市大串崎から高松市庵治町平谷に至る地先

イ 点の位置

基点A さぬき市大串崎（小田、鴨庄境界）

- " B さぬき市小串崎北端
- " C 高松市庵治町太鼓鼻東端
- " D 高松市庵治町平谷鼻
- " E 高松市庵治町高島北端
- " F 高松市庵治町高島高頂
- " G 小豆島町崩鼻
- " H 白方大水門東端

点 イ AからG見通し線上Aから350メートルのところ

" ロ BからF見通し線上Bから100メートルのところ

" ハ CからB見通し線上Cから200メートルのところ

" ニ DからE見通し線上Dから200メートルのところ

" ホ Hから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニD、Hホの5直線とCD間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 さぬき市鴨庄・志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号共第212号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島地先

イ 漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 さぬき市鴨庄・志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号共第213号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町から屋島に至る地先

イ 点の位置

基点A 庵治町平谷鼻

〃 B 庵治町御殿鼻

〃 C 屋島長崎鼻

〃 D 男木島高頂 (213メートル)

〃 E 厥治町高島北端
点 イ AからE見通し線上Aから200メートルのところ
〃 ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ
〃 ハ Bからロ見通し線上Bから200メートルのところ
ウ 漁場の区域 Aイ、ハロ、ロCの3直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市厥治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号共第214号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市厥治町兜島・鎧島・稻毛島地先

イ 点の位置

基点A 兜島南西端

〃 B 鎧島北端

〃 C 鎧島南東端

〃 D 稲毛島西端

〃 E 稲毛島北端

〃 F カナワ岩灯台

〃 G 兜島北端

ウ 漁場の区域 AB、CD、EF、FGの4直線と兜島・鎧島・稻毛島、カナワ岩から沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第215号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 大島北端

〃 B 矢竹島南西端

〃 C 大島アバギの鼻西端

〃 D 女木島北端

〃 E 男木島高頂 (213メートル)

〃 F 土庄町豊島礼田崎

点 イ AからF見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからE見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハの2直線と大島東側AC間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第216号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町土庄から小豆島町蒲野に至る地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町旧二生村、三都村境界 (大崎)

〃 B 小豆島町権現鼻西端

〃 C 小豆島町チョウシャノ鼻東端

- " D 小豆島町福部島高頂
- " E 小豆島町糸迦ヶ鼻南西端
- " F さぬき市大串崎北端
- " G 小豆島町崩鼻西端
- " H 土庄町黒崎南端
- " I 高松市庵治町兜島高頂
- " J 土庄町木香ノ鼻南端
- " K 小豆島町沖の鼻南端
- " L 小豆島町長者鼻西端
- " M 土庄町伝法川橋南西端から護岸沿い南へ150メートルのところ
- 点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ
- " 口 CからD見通し線上Cから400メートルのところ
- " ハ EからF見通し線上Eから400メートルのところ
- " ニ GからH見通し線上Gから150メートルのところ
- " ホ LからH見通し線上Lから150メートルのところ
- " ヘ KからL見通し線上Kから2,000メートルのところ
- " ト JからL見通し線上Jから500メートルのところ
- " チ HからI見通し線上Hから150メートルのところ
- " リ Mから真方位45度の線と対岸の最大高潮時海岸線との交差点
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チH、リMの9直線とCE間沖
出し400メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町土庄、小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生
計画番号共第217号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町土庄地先

イ 点の位置

基点A 淵崎、伊喜末境界（大谷川尻中央）

" B 故木崎北端

- " C 室崎南端
- " D 岡山県玉野市金甲山高頂 (403メートル)
- " E 小豊島南西端 (亀石ノ鼻)
- " F 豊島稻塚
- " G 高松市稻荷山東の窪
- " H 黒崎南端
- " I 高松市庵治町兜島高頂

点 イ BとAの中央点

- " ロ HからI 見通し線上Hから150メートルのところ
- " ハ EからF 見通し線上Eから100メートルのところ
- " ニ CからG 見通し線とロからハ 見通し線との交差点
- " ホ CからG 見通し線とイからD 見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イホ、ホニ、ニロ、ロHの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号共第218号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町アワラ島地先
- イ 漁場の区域 アワラ島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号共第219号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大部地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

〃 B 小豆島町星ヶ城高頂 (817メートル)

〃 C 小部デガラモ鼻西端

〃 D 妙見崎北端

〃 E 旧大部村、北浦村境界

〃 F 岡山県瀬戸内市邑久町木島高頂 (24メートル)

〃 G 大島北端

〃 H 大島東端

点 イ BからA見通し延長線上Aから400メートルのところ

〃 ロ CからH見通し線上Cから800メートルのところ

〃 ハ GからF見通し線上Gから250メートルのところ

〃 ニ DからF見通し線上Dから150メートルのところ

〃 ホ EからF見通し線上Eから600メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロH、Hハ、ハニ、ニホ、ホEの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町大部

計画番号共第220号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島地先

イ 点の位置

基点A 礼田崎

- " B 坊主ノ鼻
- " C 后飛崎
- " D 甲崎
- " E 白崎
- " F 虹崎
- " G ホシ崎
- " H 黒崎
- " I 小豆島町地蔵崎
- " J 高松市男木島北の高頂
- " K 高松市男木島灯台
- " L 直島町井島鞍掛ノ鼻
- " M 直島町井島団子山高頂
- " N 直島町井島戸尻鼻
- " O 岡山県岡山市米崎
- " P 岡山県岡山市犬島東端

- 点 イ AからI見通し線上Aから600メートルのところ
- " 口 HからA見通し延長線とBからK見通し線との交差点
- " ハ BからL見通し線上Bから200メートルのところ
- " ニ CからL見通し線上Cから200メートルのところ
- " ホ DからN見通し線上Dから200メートルのところ
- " ヘ EからO見通し線上Eから200メートルのところ
- " ト FからP見通し線上Fから200メートルのところ
- " チ MからF見通し延長線とJからG見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、口ハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
かに建網漁業	7月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・豊島家浦・豊島甲生

計画番号共第221号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦地先（团子瀬）

イ 点の位置

基点A 白崎

〃 B 宮崎

〃 C 岡山県岡山市米崎

〃 D 岡山県岡山市飯盛岩

点 イ AからC見通し線上Aから1,500メートルのところ

〃 ロ AからC見通し線上Aから2,600メートルのところ

〃 ハ BからD見通し線上Bから4,400メートルのところ

〃 ニ BからD見通し線上Bから3,000メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
かに建網漁業	7月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・豊島家浦

計画番号共第222号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町四海・北浦地先

イ 点の位置

基点A 旧北浦村、大部村境界

〃 B 岡山県瀬戸内市邑久町木島高頂

〃 C 北浦小島東端

〃 D 岡山県瀬戸内市牛窓町黄島東端

〃 E 屋形崎北端

〃 F 早崎目島

〃 G 岡山県瀬戸内市牛窓町黄島西端

〃 H 千振島東端

〃 I 岡山県岡山市沖鼓島高頂

〃 J 葛島東北端

- " K 葛島南端
 - " L 小豊島北西端
 - " M 豊島ホシ崎
 - " N 小豊島南西端（亀石ノ鼻）
 - " O 豊島稻塚
 - " P 高松市稻荷山東の窪
 - " Q 黒崎
 - " R 高松市庵治町兜島高頂
 - " S 畦木崎北端
 - " T 淵崎、伊喜末境界（大谷川尻中央）
 - " U 室崎南端
 - " V 岡山県玉野市金甲山高頂
- 点 イ AからB見通し線上Aから600メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Cから100メートルのところ
 " ハ EからD見通し線上Eから150メートルのところ
 " ニ FからG見通し線上Fから200メートルのところ
 " ホ HからI見通し線上Hから700メートルのところ
 " ヘ LからM見通し線上Lから100メートルのところ
 " ト NからO見通し線上Nから100メートルのところ
 " チ QからR見通し線上Qから150メートルのところ
 " リ トからチ見通し線とUからP見通し線との交差点
 " ヌ SとTの中央点
 " ル ヌからV見通し線とUからP見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホJ、Kヘ、ヘト、トリ、リル、ルヌ、ヌTの12直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び葛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し100メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜・滝宮・馬越・屋形崎・見目・小海 計画番号共第223号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田・福田地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

〃 B 藤崎

〃 C 金ヶ崎

〃 D 旧福田村、安田村境界

〃 E 星ヶ城高頂(817メートル)

〃 F 兵庫県姫路市家島町院下島高頂

〃 G 兵庫県姫路市家島町松島高頂

点 イ EからA見通し延長線上Aから400メートルのところ

〃 ロ BからF見通し線上Bから400メートルのところ

〃 ハ CからG見通し線上Cから150メートルのところ

〃 ニ Dから真方位75度250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニDの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷

計画番号共第224号(建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町干出岩・小磯地先

イ 点の位置

基点A 干出岩頂上

〃 B 小磯頂上

点 イ BからA見通し延長線上Aから南西へ100メートルのところ

〃 ロ AからB見通し延長線上Bから北東へ100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にイから南東へ100メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ100メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にロから北西へ100メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハ二、二ホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町福田・当浜・岩谷

計画番号共第225号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町水ノ子礁・マゴソワイ・中瀬岩地先

イ 点の位置

基点A 水ノ子礁頂上

〃 B 干出岩

点 イ AからB見通し線上Aから2,000メートルのところ

〃 口 BからA見通し延長線上Aから300メートルのところ

〃 ハ イから口見通し線と直角に口から北東へ300メートルのところ

〃 ニ イから口見通し線と直角に口から南西へ300メートルのところ

〃 ホ イから口見通し線と直角にイから南西へ300メートルのところ

〃 ヘ イから口見通し線と直角にイから北東へ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハ二、二ホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町当浜・岩谷・橋

計画番号共第226号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町当浜から二面に至る地先

イ 点の位置

基点A 旧安田村、福田村境界

〃 B 坂手とびのす

〃 C 風ノ子島西端

〃 D 大角鼻

〃 E 赤鼻

〃 F 草壁、安田境界（木庄川尻中央）

〃 G 西村水木東の鼻

〃 H 旧二生村、三都村境界（大崎）

〃 I 権現鼻

〃 J 内海港草壁東防波堤基部から先端へ20メートルのところ

〃 K 内海港草壁第五護岸南端

〃 L 別当川右岸護岸南端

〃 M 田浦松ヶ鼻突端

〃 N 小豆島町西村、二面境界

点イ Aから真方位75度250メートルのところ

〃 ロ FからE見通し線上Fから400メートルのところ

〃 ハ GからI見通し線上Gから250メートルのところ

〃 ニ HからI見通し線上Hから270メートルのところ

〃 ホ Jから真方位204度30分344メートルのところ

〃 ヘ Jからホ見通し線と直角にホから南東へ29メートルのところ

〃 ト Kから真方位114度30分201メートルのところ

〃 チ Kからト見通し線と直角にトから南西へ13メートルのところ

〃 リ BからC見通し線上Bから250メートルのところ

〃 ヌ BからC見通し線上Cから270メートルのところ

〃 ル MからH見通し線上Mから270メートルのところ

〃 ヲ MからH見通し線上Mから250メートルのところ

〃 ワ NからM見通し線上Nから270メートルのところ

〃 カ NからM見通し線上Nから250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bリの2直線とAB間沖出し250メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、BC、CDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Cヌ、Mルの2直線とBM間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域、城ヶ島、苗羽弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し250メートル以内の区域、風ノ子島、坂手小島周囲最大高潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域、Eロ、ロハ、ハGの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Gハ、カNの2直線とGN間沖出し250メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域並びにNワ、ニHの2直線とNH間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Jホ、ホヘ、チト、トLの4直線とヘチ間内

海港港湾環境整備事業に係る埋立免許区域（平成10年2月20日9港A第77号）外周護岸沖出し39メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町のうち旧内海町・二面・室生

計画番号共第227号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島地先
- イ 漁場の区域 大福部島、小福部島周囲最大高潮時海岸線から沖出し200メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第228号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市女木町地先
- イ 点の位置

基点A 玉藻町県民ホールクトホール南西角
〃 B 土庄町小豊島東端
〃 C 庵治町大島北の高頂(62メートル)
〃 D 大槌島高頂

- " E 男木島南端
- " F 神在港北防波堤突端
- " G 小槌島高頂
- " H 女木島南の高頂 (216メートル)
- " I 直島町柏島西端
- " J 帆槌鼻
- " K 香東川尻中央点
- " L 庵治町大島アバギの鼻
- " M 土庄町小豊島南東端
- " N 女木島北端
- " O 大崎鼻北端
- 点 イ AからI見通し線とJからK見通し線との交差点
- " ロ AからB見通し線とLからイ見通し線との交差点
- " ハ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
- " ニ CからD見通し線とNからM見通し線との交差点
- " ホ EからF見通し線とニからO見通し線との交差点
- " ヘ EからF見通し線とHからG見通し線との交差点
- " ト AからI見通し線とHからG見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市女木町・男木町

計画番号共第229号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町地先

イ 点の位置

- 基点A 男木島北端
- " B 土庄町豊島礼田崎南端
- " C 土庄町小豊島南東端
- " D 庵治町大島北の高頂 (62メートル)

- " E 屋島長崎鼻北端
- " F 女木島北端
- " G 香西芝山高頂 (44メートル)
- " H 坂出市王越町大崎山高頂 (231メートル)
- " I 大崎鼻北端
- " J 直島町荒神島西端
- " K 大槌島高頂
- " L 土庄町豊島ダッダカ鼻

- 点 イ AからB見通し線とEからL見通し線との交差点
- " ロ EからL見通し線とFからC見通し線との交差点
- " ハ DからK見通し線とFからC見通し線との交差点
- " ニ GからJ見通し線とIからハ見通し線との交差点
- " ホ GからJ見通し線とHからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市女木町・男木町

計画番号共第230号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市大槌島地先
- イ 点の位置

- 基点A 大槌島東海岸の香川県、岡山県境界
- " B 大槌島西海岸の香川県、岡山県境界
- " C 男木島北端
- " D 坂出市室木島南端

- 点 イ AからC見通し線上Aから150メートルのところ
- " ロ BからD見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市（高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。）、坂出市王越町

計画番号共第231号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市小槌島地先
- イ 漁場の区域 高松市小槌島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市（高松市瀬戸内、香西、下笠居漁業協同組合の地区に限る。）、坂出市王越町

計画番号共第232号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町地先

イ 点の位置

- 基点A 土庄町豊島虻崎北端
- 〃 B 井島戸尻鼻の直島町、玉野市境界
- 〃 C 土庄町豊島ダッダカ鼻
- 〃 D 井島鞍掛ノ鼻南東端
- 〃 E 井島鞍掛ノ鼻南端
- 〃 F 局島東の六郎島北東端
- 〃 G 向島荒崎ノ鼻東端

- " H 尾高島南東端
 - " I 高松市男木町トウガ鼻北端
 - " J 柏島東端
 - " K 柏島南東端
 - " L 高松市女木島西端
 - " M 柏島南端
 - " N 犀石
 - " O 宮浦港沖2号防波堤灯台から防波堤沿い90メートルのところ（青ペンキで標示）
 - " P 荒神島南西端
 - " Q 高松市大槌島高頂
 - " R 荒神島西端
 - " S 岡山県玉野市犬戻鼻
 - " T 岡山県玉野市日比地蔵山高頂（158メートル）
 - " U トビス西端
 - " V 上鳥島高頂
 - " W 屏風島唐人鼻高頂
 - " X 岡山県玉野市田井先丁場の高頂（エビス山高頂から真方位230度の方向）
 - " Y 岡山県玉野市田井前丁場タヌキ山高頂（91メートル）
 - " Z 岡山県玉野市田井童崎
 - " (A) 岡山県玉野市田井野々浜慈照院
 - " (B) 岡山県玉野市田井池畠防波堤基部（田井町5丁目23-15番地南）
 - " (C) 岡山県玉野市日向山高頂（201メートル）
 - " (D) 岡山県玉野市後閑神社
 - " (E) 岡山県玉野市後閑エビス山高頂（68メートル）
 - " (F) 岡山県玉野市投石
 - " (G) 井島ヘラガ崎ベニ石
- 点 イ AからB見通し線上Bから150メートルのところ
- " 口 DからI見通し線上Dから150メートルのところ
 - " ハ EからI見通し線上Eから150メートルのところ
 - " ニ GからC見通し線上Gから100メートルのところ
 - " ホ HからI見通し線上Hから200メートルのところ
 - " ヘ JからI見通し線上Jから200メートルのところ
 - " ト KからL見通し線上Kから200メートルのところ
 - " チ MからL見通し線上Mから200メートルのところ
 - " リ MからL見通し線上Mから100メートルのところ
 - " ヌ PからQ見通し長上Pから200メートルのところ
 - " ル PからQ見通し長上Pから100メートルのところ
 - " ヲ チからヌ見通し線と宇高東航路東端線との交差点
 - " ワ リからル見通し線と宇高東航路東端線の交差点
 - " カ チからヌ見通し線上ヲから270メートルのところ

- " ヨ リからル見通し線上ワから270メートルのところ
 - " タ チからヌ見通し線とNからO見通し線との交差点
 - " レ リからル見通し線とNからO見通し線との交差点
 - " ソ SからR見通し線とルからU見通し線との交差点
 - " ツ ルからU見通し延長線とTからW見通し線との交差点
 - " ネ VからZ見通し線とTからW見通し線との交差点
 - " ナ VからZ見通し線とYから(E)見通し線との交差点
 - " ラ Yから(E)見通し線と(A)から(G)見通し線との交差点
 - " ム Xから(E)見通し線と(A)から(G)見通し線との交差点
 - " ウ Xから(E)見通し線と(B)から(G)見通し線との交差点
 - " ホ Zから(F)見通し線とFから(D)見通し線との交差点
 - " ノ ワからホ見通し線と(C)から(G)見通し線との交差点
 - " オ Fから(D)見通し線と(C)から(G)見通し線との交差点
 - " ク Fから(D)見通し線と(A)から(G)見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロハ、ハF、F二、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チカ、カヨ、ヨレ、
レタ、タヌ、ヌソ、ソツ、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ、ノオ、オク、ク(G)の25
直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、寺島水道(獅子渡ノ鼻と早崎を結んだ線及
びタツノ口鼻と重石ノ鼻とを結んだ線の内側の水道)内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
機建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に
ついては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 香川郡直島町

計画番号共第233号(建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西側地先

イ 点の位置

基点A 屋島長崎鼻西端

" B 朝日町C地区埋立地北東角

" C 旧木太塩田(パブリックゴルフ場)北東端

" D 土庄町豊島唐櫃送電用鉄塔

" E 屋島西町旧屋島新塩田西端

" F 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ252メートルのところ

- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
 " 口 EからF見通し線とCからD見通し線との交差点
 ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、口Eの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- (2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

- (3) 制限又は条件
- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
 ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
 エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
- (4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

計画番号共第234号（建網）

- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先
 イ 点の位置
- 基点A 直島町荒神島高頂
 " B 高松港2万トンバース南西角から岸壁沿い北東へ117メートルのところ
 " C ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角
 " D 牛ノ鼻
 " E 神在鼻
 " F 香東川左岸突端（食肉センター北側護岸東角）
 " G Fから護岸沿い西へ200メートルのところ
 " H 貯木場埋立地北側護岸西角
 " I 本津川左岸旧突端（香西本町イヌイ（株）北東角）
 点 イ Cから真方位6度18分258メートルのところ
 " 口 Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点
 " ハ イから口見通し線上イから150メートルのところ
 " ニ ハから真方位222度00分46メートルのところ
 " ホ ニから真方位132度00分の線と陸岸との交差点
 " ヘ 食肉センター北側護岸と直角にGから北へ380メートルのところ
 " ト Iから真方位5度00分407メートルのところ
 " チ トから真方位280度00分392メートルのところ
 " リ Iから真方位95度00分8メートルのところ
 " ヌ リから真方位5度00分195メートルのところ
 " ル ヌから真方位95度00分9メートルのところ
 " ヲ ルから真方位5度00分230メートルのところ

- " ワ ヲから真方位280度00分420メートルのところ
- " カ ワから真方位190度00分の線とチからE見通し線との交差点
- " ョ DからB見通し線とE見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ロイ、イヨ、ヨカ、カワ、ワヲ、ヲル、ルヌ、ヌリ、リ I の9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、川尻までとする。）。ただし、ロハ、ハニ、ニホの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びGへ、ヘHの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

計画番号共第235号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

イ 点の位置

基点A 神在港東防波堤基部

- " B 牛ノ鼻
- " C 神在鼻
- " D 亀水漁港1号防波堤基部
- " E 大崎ノ鼻（高松市、坂出市境界）
- " F 小槌島高頂
- " G 直島町柏島南端
- " H 土庄町豊島壇山高頂（339.5メートル）
- " I 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角
- " J 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角

点 イ Bから真方位96度30分300メートルのところ

" ロ CからG見通し線上Cから400メートルのところ

" ハ EからF見通し線上Eから150メートルのところ

" ニ AからH見通し線とイからロ見通し線との交差点

" ホ Dから真方位307度30分462メートルのところ

" ヘ ホから真方位179度30分593メートルのところ

" ト ヘから真方位119度00分35メートルのところ

- " チ トから真方位209度00分60メートルのところ
 - " リ チから真方位74度00分155メートルのところ
 - " ヌ Dから真方位301度30分618メートルのところ
 - " ル ヌから真方位173度30分582メートルのところ
 - " ヲ ルから真方位190度30分97メートルのところ
 - " ワ ヲから真方位149度00分55メートルのところ
 - " カ カワから真方位274度00分225メートルのところ
 - " ヨ Iから真方位335度00分17メートルのところ
 - " タ Jから真方位335度00分17メートルのところ
- ウ 漁場の区域 A二、二口、口ハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、川尻までとする。）。ただし、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、カワ、ワヲ、ヲル、ルヌ、ヌホの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びIヨ、ヨタ、タJの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

計画番号共第236号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市地先

イ 点の位置

- 基点A 大崎鼻（高松市、坂出市境界）
- " B 高松市小槌島高頂
- " C 王越町大崎山高頂
- " D 王越町宮ノ鼻
- " E 岡山県玉野市宮田山高頂（122メートル）
- " F 王越町龍宮山高頂（174メートル）
- " G 岡山県釜島北東端
- " H 王越町、大屋富町境界
- " I 小瀬居島北端
- " J 旧総社塩田北西護岸北角
- " K 小与島北東端

- 〃 L 旧総社塩田北西護岸西角から護岸沿い北東へ100メートルのところ
 - 〃 M 室木島東端
 - 点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ
 - 〃 ロ DからC見通し線上Dから500メートルのところ
 - 〃 ハ DからE見通し線上Dから200メートルのところ
 - 〃 ニ FからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ200メートルのところ
 - 〃 ホ Hから I 見通し線上Hから200メートルのところ
 - 〃 ヘ JからK見通し線上Jから200メートルのところ
 - 〃 ト LからM見通し線上Lから360メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トLの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、川尻までとする。）。ただし、昭和21年8月1日（株）松浦工業が埋立免許を受けた坂出市大屋富町字釜屋浦3039番地地先海面を除き、大番橋地先海面にあっては、大番橋北西側から北西へ10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・香西本町、坂出市王越町・大屋富町・林田町・江尻町・御供所町、綾歌郡宇多津町、丸亀市土器町・御供所町・富士見町・北平山町・福島町

計画番号共第237号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町、丸亀市、仲多度郡多度津町地先
- イ 点の位置

- 基点A 坂出市番の州B物揚場北西端から護岸沿い南へ150メートルのところ
- 〃 B 丸亀市上真島高頂
 - 〃 C 丸亀市牛島町ザトーメ鼻南端
 - 〃 D 丸亀市下真島高頂
 - 〃 E 丸亀市本島町カブラサキ鼻
 - 〃 F 多度津町岩島高頂
 - 〃 G 三豊市詫間町志々島東端
 - 〃 H 多度津町、三豊市三野町境界
 - 〃 I 宇多津町大東川尻左岸護岸突端

- " J 宇多津町宇多津港防波堤突端
 - " K 宇多津町旧沖桟塩田北護岸防砂堤基部から突端へ150メートルのところ
 - " L 宇多津町旧沖桟塩田北護岸西角
 - " M 丸亀港福島2号護岸東端から護岸沿い西へ4メートルのところ
 - " N 丸亀市旧蓬萊塩田護岸東端
 - " O 丸亀市広島東端
 - " P 多度津町蛭子港4号護岸東端
 - " Q 多度津町臨海土地A地区（東港町）北護岸東端
 - " R 多度津町臨海土地B地区（西港町）東防波堤突端
 - " S 多度津町臨海土地B地区（西港町）北護岸東角
 - " T 多度津町臨海土地B地区（西港町）北護岸西角
 - " U 多度津町臨海土地B地区（西港町）西防波堤屈折部
 - " V 多度津町臨海土地B地区（西港町）西護岸北角
 - " (A) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ272メートルのところ
 - " (B) 宇多津町吉田埋立地西護岸角防波堤基部から護岸沿い東へ101メートルのところ
 - " (C) 宇多津町北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ334メートルのところ
 - " (D) 宇多津町大束川尻左岸護岸突端から護岸沿い南へ121メートルのところ
 - " (E) 宇多津町旧陸桟塩田西端屈折部から南へ31メートルのところ
 - " (F) 丸亀市土器町北1-2（株）朝日スチール工業丸亀工場敷地南東角から北東へ13メートルのところ
 - " (G) 多度津町臨海土地（堀江5丁目）週末処理場北側護岸東端
 - " (H) 多度津町臨海土地（堀江5丁目）週末処理場北側護岸西端
 - " (I) 丸亀港東汐入川東護岸北端
 - " (J) (I)から護岸沿い南へ77メートルのところ
 - " (K) 丸亀港東汐入川西護岸北端
 - " (L) (K)から護岸沿い南へ66メートルのところ
 - " (M) 丸亀港福島2号護岸東端
 - " (N) 丸亀港西堀2号護岸南端
 - " (O) 旧三洋汽船岸壁北端
 - " (P) 外堀岸壁旧岸壁北端
 - " (Q) 丸亀航路標識事務所西側護岸円曲部北端
 - " (R) 丸亀検潮所西側護岸北端
- 点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ
- " ロ DからE見通し線上Dから150メートルのところ
- " ハ FからG見通し線上Fから150メートルのところ
- " ニ 大束川尻左岸護岸延長線と新宇多津港防波堤延長線との交差点
- " ホ 旧沖桟塩田西護岸北延長線上Lから150メートルのところ
- " ヘ MからN見通し延長線とDからB見通し線との交差点
- " ド OからD見通し延長線と昭和町埋立地北護岸との交差点
- " チ SからT見通し延長線とVからU見通し延長線との交差点

- 〃 リ Aからイ見通し線と (A) から (B) 見通し線との交差点
 - 〃 ヌ (G) から (H) 見通し延長線上 (H) から150メートルのところ
 - 〃 ル Pから○見通し線上Pから150メートルのところ
 - 〃 ヲ 多度津町臨海土地（堀江5丁目）終末処理場西側護岸と平行にヌから南へ284メートルのところ
 - 〃 ワ (J) から (L) 見通し延長線上 (J) から11メートルのところ
 - 〃 カ ワから東汐入川東護岸と平行に南へ200メートルのところ
 - 〃 ヨ (L) から (J) 見通し延長線上 (L) から3メートルのところ
 - 〃 タ ヨから東汐入川西護岸と平行に南へ200メートルのところ
 - 〃 レ 丸亀港福島2号岸壁延長線上 (M) から北東へ2メートルのところ
 - 〃 ソ (N) から丸亀港内堀南物揚場沿い東へ2メートルのところ
 - 〃 ツ (O) から (P) 見通し延長線上 (P) から5メートルのところ
 - 〃 ネ (Q) から (R) 見通し延長線上 (R) から8メートルのところ
 - 〃 ナ ツを通り外堀岸壁旧岸壁面に平行な直線とネを通り（株）丸亀魚市場荷捌き所前の外堀岸壁に平行な直線との交差点
- ウ 漁場の区域 (A) リ、リイ、イロ、ロハ、ハF、FHの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、大東川にあっては (C) から (D) 見通し線まで、安達川にあっては (E) から (F) 見通し線まで、土器川にあっては土器川大橋下流側から下流10メートルのところまで、金倉川にあっては金倉川橋下流側から下流10メートルのところまでとする。なお、次の(ア) から(コ)までの区域を除く。
- (ア) I二、ニJの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (イ) Kホ、ホLの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (ウ) MN、Nヘ、ヘD、Dトの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (エ) (H) ヌ、ヌヲ、ヲル、ルPの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (オ) QからR見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (カ) Tチ、チUの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (キ) 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域
 - (ク) (J) ワ、ワカ、カタ、タヨ、ヨ (L) の5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (ケ) (M) レ、(N) ソの2直線と (M) (N) 間沖出し2メートルの直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域
 - (コ) (P) ツ、ツナ、ナネ、ネ (R) の4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
 - エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
 - オ 港内にあっては、港長の承認を得て操業しなければならない。
 - カ 丸亀港、多度津港の出入港船舶の航行を妨げないよう操業しなければならない。
- (4) 関係地区 坂出市（坂出市漁業協同組合の地区に限る。）、綾歌郡宇多津町、丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）、仲多度郡多度津町（多度津町・白方漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第238号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北東地先

イ 点の位置

基点A 東浦漁港本浦南防波堤東角（旧本浦大石）

〃 B 大屋富町相模坊

〃 C 瀬居島北浦大石

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 口 Cから真方位0度150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島

計画番号共第239号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市沙弥島地先

イ 点の位置

基点A 番ノ洲埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 B 沙弥島北端

〃 C 瀬居島北西端

〃 D 沙弥港北防波堤基部

〃 E 坂出市乃生岬北端

点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

- 〃 口 BからC見通し線と番ノ州埋立地北西護岸との交差点
 〃 ハ DからE見通し線と瀬戸大橋記念公園西側護岸との交差点
 ウ 漁場の区域 イロ、Dハの2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
 ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
 エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町・沙弥島

計画番号共第240号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市小瀬居島地先
 イ 漁場の区域 小瀬居島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
 ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
 エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市瀬居町

計画番号共第241号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市三ツ子島地先
 イ 漁場の区域 三ツ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市与島町

計画番号共第242号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市小与島地先
- イ 漁場の区域 小与島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市与島町

計画番号共第243号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市与島町・鍋島・羽佐島地先
- イ 漁場の区域 与島・鍋島・羽佐島・大ソワイ・小ソワイ周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市与島町

計画番号共第244号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市岩黒地先
- イ 漁場の区域 岩黒島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除き、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市岩黒

計画番号共第245号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市室木島地先
- イ 漁場の区域 室木島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市櫃石

計画番号共第246号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市大裸島・小裸島地先
- イ 漁場の区域 大裸島・小裸島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市櫃石

計画番号共第247号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石・歩渡島地先

イ 漁場の区域 櫃石島・歩渡島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、瀬戸大橋橋脚部分を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 坂出市与島町・岩黒・櫃石

計画番号共第248号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市牛島町地先

イ 漁場の区域 牛島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町・牛島

計画番号共第249号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 丸亀市本島町地先

イ 点の位置

- 基点A 亀山鼻東端
- 〃 B 坂出市与島南西端
- 〃 C 黒鼻南端
- 〃 D 牛島町ハッセン鼻西端
- 〃 E カブラサキ鼻西端
- 〃 F 広島町竹浦鼻南端
- 〃 G 岡山県下水島南西端
- 〃 H 岡山県杓島高頂
- 〃 I 広島北端
- 〃 J タコツボ鼻北端
- 〃 K 長崎鼻北端
- 〃 L 弁天島西端
- 〃 M 向島北端
- 〃 N 長島東端
- 〃 O 向島東端
- 〃 P 坂出市櫃石島南端

- 点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ
- 〃 ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ
- 〃 ハ EからF見通し線とGからH見通し延長線との交差点
- 〃 ニ IからJ見通し線とGからH見通し延長線との交差点
- 〃 ホ LからG見通し線上Lから150メートルのところ
- 〃 ヘ IからJ見通し線とKからホ見通し線との交差点
- 〃 ト MからN見通し線上Mから150メートルのところ
- 〃 チ OからP見通し線上Oから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニヘ、ホホ、ホト、トチ、チイの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、雀ノ子島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域を含む。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで

磯建網漁業

1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第250号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 丸亀市本島町長島地先
- イ 漁場の区域 長島と西の礁周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第251号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 丸亀市広島町地先
- イ 漁場の区域 広島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町

計画番号共第252号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町地先

イ 漁場の区域 手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 丸亀市手島町

計画番号共第253号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町小手島地先

イ 漁場の区域 小手島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町小手島

計画番号共第254号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳東部地先

イ 点の位置

基点A 佐柳島南端

〃 B 小島南端

〃 C 岡山県真鍋島北端

- " D 佐柳島北端
- " E 丸亀市本島町カブラサキ鼻西端
- " F 丸亀市広島町エンド鼻南端

点 イ CからD見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

- " ロ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

計画番号共第255号(建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町佐柳西部地先

イ 点の位置

基点A 丸亀市手島北西端

- " B 佐柳島北西端

- " C 高見島南西端

- " D 佐柳島南西端

点 イ AからB見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町佐柳

計画番号共第256号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見島地先

イ 点の位置

基点A 高見島北端

〃 B 丸亀市牛島町ハッセン鼻西端

〃 C 高見島南東端

〃 D 高見島南端

〃 E 多度津町二面島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから2,000メートルのところ

〃 ロ CからB見通し線上Cから2,000メートルのところ

〃 ハ CからB見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線上Dから100メートルのところ

〃 ホ DからE見通し線上Dから1,500メートルのところ

〃 ヘ AからE見通し線上Aから1,500メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ニホ、ホヘ、ヘAの6直線とハニ間沖出し100メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町高見

計画番号共第257号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町二面島地先

イ 漁場の区域 二面島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町高見、三豊市詫間町栗島

計画番号共第258号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町志々島地先

イ 点の位置

- 基点A 新田城高頂
- 〃 B 栗島立髪南端
- 〃 C 多度津町佐柳島高頂
- 〃 D 多度津町高見島南西端
- 〃 E 多度津町小島西端
- 〃 F 矢倉石中央
- 〃 G 丸亀市上真島南端
- 〃 H 丸亀市下真島北端

- 点 イ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点
- 〃 ハ CからD見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点
- 〃 ニ EからF見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
かに建網漁業	6月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町

計画番号共第259号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町栗島地先

イ 点の位置

- 基点A 観音崎

- " B 多度津町二面島西端
- " C 志々島北端
- " D 須田港入口中央
- " E 岡山県笠岡市六島南西端
- " F 矢倉石中央
- " G 岡山県笠岡市六島北端

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点
 " ロ AからC見通し線とDからE見通し線との交差点
 " ハ AからC見通し線とDからF見通し線との交差点
 " ニ AからB見通し線とFからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハF、Fニ、ニイの5直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町

計画番号共第260号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町から詫間町三崎突端に至る地先

イ 点の位置

- 基点A 三崎突端
- " B 愛媛県越智郡江の島高頂
- " C 広島県福山市宇治島東端
- " D 早崎
- " E 岡山県笠岡市六島東端
- " F 室浜漁港南防波堤基部
- " G 岡山県笠岡市真鍋島東端
- " H 箱崎東端
- " I 多度津町二面島高頂
- " J 積漁港北防波堤旧突端
- " K 志々島北端
- " L 香田鼻

- 〃 M 粟島不天洲南端
- 〃 N 三玉岩中央
- 〃 O 多度津町岩島高頂
- 〃 P 多度津町、三豊市三野町境界
- 〃 Q 志々島東端
- 〃 R 水出埋立地北西角
- 〃 S 高谷貯木場 3号防波堤基部
- 〃 T 高谷貯木場 3号防波堤突端
- 〃 U 高谷鼻

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

〃 ロ AからC見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ DからE見通し線上Dから500メートルのところ

〃 ニ FからG見通し線上Fから500メートルのところ

〃 ホ HからI見通し線上Hから500メートルのところ

〃 ヘ JからK見通し線上Jから100メートルのところ

〃 ト LからM見通し線上Lから100メートルのところ

〃 チ OからQ見通し線上Oから150メートルのところ

〃 リ RからU見通し線とSからT見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トN、Nチ、チO、OPの11直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、河尻までとする。）。ただし、Rリ、リTの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し500メートル以内の区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町

計画番号共第261号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町三崎突端から仁尾町に至る地先

イ 点の位置

基点A 三豊市仁尾町、観音寺市境界

- " B 観音寺市円上島北端
 - " C 詫間町、仁尾町境界
 - " D 観音寺市伊吹町不動鼻（伊吹島北端）
 - " E 古三崎突端
 - " F 三崎突端
 - " G 愛媛県越智郡江の島高頂
- 点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ
- " ロ CからD見通し線上Cから1,000メートルのところ
- " ハ EからB見通し線上Eから1,000メートルのところ
- " ニ FからG見通し線上Fから1,000メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニFの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
ただし、仁尾港金坂地区1号防波堤突端から2号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。
- ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
- エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町大浜・積・箱・生里・仁尾町

計画番号共第262号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市室本町から観音寺市豊浜町に至る地先

イ 点の位置

- 基点A 香川県、愛媛県境界（余木崎）
- " B 伊吹町赤崎
- " C 関谷港南防波堤基部
- " D 小股島高頂
- " E 江甫草（九十九）山南端
- " F 伊吹町不動鼻（伊吹島北端）
- " G 三豊市仁尾町、観音寺市境界
- " H 円上島北端

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

" ロ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ

- ” ハ EからF見通し線上Eから1,200メートルのところ
 ” ニ GからH見通し線上Gから1,000メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニGの5直線と最大高潮時海岸線（観音寺港にあっては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあっては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場跡地南西端を結んだ線まで、財田川にあっては三架橋橋脚まで、柞田川にあっては鉄橋橋脚までとする。）に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域（平成11年香川県告示第886号）及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。
 ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
 エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。
 オ 観音寺港の出入港船舶に対し航行を妨げないよう操業しなければならない。

(4) 関係地区 観音寺市大野原町・豊浜町・観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町・室本町

計画番号共第263号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先
 イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。
 ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。
 エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第264号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

イ 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第265号（建網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲（オングー岩を含む。）最大高潮時海岸線から沖出し2,000メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで
春かに建網漁業	3月1日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業及び延なわ漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 背丈170センチメートル以上の漁網を使用してはならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第301号（枠網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市兀崎地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

- " B 竜王山東の窪
- " C 通念島高頂
- 点 イ AからC見通し線上Aから900メートルのところ
- " 口 BからA見通し延長線上Aから1,000メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、口Aの3直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桟網漁業	3月15日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股、徳島県鳴門市北灘町

計画番号共第302号（角網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市坂元、南野地先
- イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

- " B 竜王山東の窪
- " C 通念島高頂
- " D 松島東端
- " E 徳島県鳴門市北灘町三津吉崎

点 イ BからA見通し延長線上Aから1,000メートルのところ

- " 口 イからC見通し線上イから1,000メートルのところ
- " ハ DからE見通し線とBからA見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、口D、Dハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
あじ・さば角網漁業	6月1日から翌年1月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第303号（桟網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田沖

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 犬もどり

〃 C 虎丸山高頂

〃 D 兵庫県男鹿島高頂

〃 E 兵庫県上島灯台

〃 F 徳島県鳴門市瀬戸町北泊北端

点 イ AからE見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから900メートルのところ

〃 ハ Cから真方位23度30分旧海岸線から8,800メートルのところ

〃 ニ ハからF見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ホ ハからF見通し線とAからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロニ、ニホ、ホイの3直線とAB間最大高潮時海岸線から沖出し900メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・さわら桟網漁業	3月15日から5月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 操業位置については、共第307号の桟網漁業権者と協議しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第304号（桟網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 点の位置

基点A 松島西端

〃 B 徳島県鳴門市大麻山高頂

〃 C 松島東端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからB見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桟網漁業	3月15日から翌年2月15日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第305号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 点の位置

基点A 毛無島東端

〃 B 双子島高頂

〃 C 毛無島西端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ CからB見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	7月15日から翌年2月15日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第306号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 犬もどり

〃 C 兵庫県淡路市江崎

〃 D 通念島高頂

点 イ AからD見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから900メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し900メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月15日から翌年2月15日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号共第307号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市湊、松原、三本松、横内、西村、小磯、馬篠及びさぬき市津田町鶴羽沖

イ 点の位置

基点A 東かがわ市犬もどり

〃 B 東かがわ市虎丸山高頂

〃 C さぬき市打伏の鼻

〃 D 高松市庵治町高島北端

〃 E 小豆島町風ノ子島東端

〃 F 兵庫県男鹿島高頂

〃 G 徳島県鳴門市瀬戸町北泊北端

点 イ Bから真方位23度30分旧海岸線から8,800メートルのところ

〃 ロ AからF見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから900メートルのところ

〃 ニ CからE見通し線とイからD見通し線との交差点

〃 ホ AからF見通し線とイからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ハニ、ニイ、イホ、ホロの4直線とAC間沖出し900メートルの只曲線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・さわら枊網漁業	3月20日から6月20日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 操業位置については共第303号枊網漁業権者と協議しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠、さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第308号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市湊、松原、三本松、横内、西村、小磯、馬篠地先

イ 点の位置

基点A 犬もどり

〃 B 東かがわ市、さぬき市境界

〃 C 兵庫県西島高頂

〃 D 兵庫県淡路市江崎

- " E 三本松港西埋立地南西角
- " F Eから護岸沿い北へ75メートルのところ
- " G 三本松港西埋立地北西角
- " H 三本松港西防波堤突端北東角
- 点 イ AからD見通し線上Aから900メートルのところ
- " ロ BからC見通し線上Bから900メートルのところ
- " ハ Eから真方位306度42分20メートルのところ
- " ニ Fから真方位306度42分20メートルのところ
- " ホ Gから真方位351度41分28メートルのところ
- " ヘ Hから真方位342度74メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し900メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、三本松港西埋立地地先については旧海岸線を基準とする。また、Eハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘHの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柳網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市湊・松原・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第309号 (柳網)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、西村、小磯及び馬篠地先
- イ 点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤赤灯台

- " B 虎丸山高頂
- " C 東かがわ市、さぬき市境界
- " D さぬき市丸山鼻
- " E さぬき市鷹島高頂
- " F 兵庫県西島高頂
- " G 一ツ島高頂

点 イ AからD見通し線とBから真方位23度30分の線との交差点

" ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

" ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点

" ニ EからG見通し線とBから真方位23度30分の線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
かれい桟網漁業	12月1日から翌年1月10日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号共第310号（桟網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町地先

イ 点の位置

基点A 東かがわ市、さぬき市境界

〃 B 鵜部鼻北西端

〃 C 名古島北西端

〃 D 北山高頂（307メートル）

〃 E 大鼻東端

〃 F 鷹島南西端

〃 G 兵庫県西島高頂

点 イ AからG見通し線上Aから900メートルのところ

〃 ロ BからC見通し延長線とDからイ見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し延長線とBからC見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桟網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町

計画番号共第311号（桟網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

基点 A 北山高頂（307メートル）

〃 B 東かがわ市絹島高頂

〃 C 丸山鼻南東端

〃 D 東かがわ市北山鼻北端

〃 E 鵜部鼻北西端

- 〃 F 東かがわ市、さぬき市境界
- 〃 G 名古島西端
- 〃 H 兵庫県西島高頂
- 点 イ AからB見通し線とEからG見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線とFからH見通し線との交差点
- 〃 ハ CからD見通し線とFからH見通し線との交差点
- 〃 ニ CからD見通し線とEからG見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第312号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田地先

イ 点の位置

- 基点A 虎ヶ鼻
- 〃 B 馬ヶ鼻
- 〃 C 苦張弁天鼻
- 〃 D 大串崎
- 〃 E 小豆島町地蔵崎灯台
- 〃 F 小豆島町大角鼻灯台

- 点 イ AからF見通し線上Aから900メートルのところ
- 〃 ロ BからE見通し線上Bから900メートルのところ
- 〃 ハ CからE見通し線上Cから900メートルのところ
- 〃 ニ DからE見通し線上Dから900メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニDの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市小田

計画番号共第313号 (枠網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄地先

イ 点の位置

基点A 大串崎

〃 B 小串崎

〃 C 高松市庵治町太鼓鼻

〃 D 小豆島町三都崩鼻

〃 E 白方大水門東端

点 イ AからD見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ

〃 ハ Eから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロ、Eハの3直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枠網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市鴨庄

計画番号共第314号 (枠網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度、高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A さぬき市志度港一文字防波堤東端

〃 B 高松市鳶ヶ巣鼻

〃 C 高松市松ヶ鼻

〃 D さぬき市小串崎

点 イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからB見通し線上イから350メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Cハの2直線とイC間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、埋立地地先については旧海岸線を基準とする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期

雑魚柵網漁業	3月1日から8月20日まで
--------	---------------

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町

計画番号共第315号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先

イ 点の位置

基点A 太鼓鼻東端

〃 B 松ヶ鼻

〃 C さぬき市小串崎

〃 D さぬき市大串崎

点 イ AからD見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月1日から8月20日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号共第316号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町新開地先

イ 点の位置

基点A 新開埋立地南西角

〃 B 米ハカリ鼻

〃 C 宮ノ窪洲鼻（旧防砂堤跡）

〃 D 女木島北端

点 イ AからD見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第317号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島東地先

イ 点の位置

基点A 旧久通塩田北西角

〃 B 日本栽培漁業協会屋島事業場埋立地南東角

〃 C 屋島台頂北端

〃 D 男木島北東端

〃 E 庵治漁港王ノ下旧突堤白灯台

〃 F 庵治町小丸山高頂

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 高松市庵治町

計画番号共第318号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦虻崎地先

イ 点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界（深谷川尻）

〃 B 岡山県岡山市幸西外波崎

〃 C 白崎

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ロ CからB見通し線上Cから250メートルのところ

- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第319号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦中玉地先

イ 点の位置

基点A ケサガ鼻

〃 B 岡山県岡山市米崎

〃 C 甲崎

〃 D 直島町井島戸尻鼻北端

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第320号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦ダッダカ鼻地先

イ 点の位置

基点A ダッダカ鼻

〃 B 直島町姫泊山頂

〃 C 保崎

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ロ CからB見通し線上Cから250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号共第321号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先

イ 漁場の区域 小豊島周囲最大高潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号共第322号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先

イ 点の位置

基点A 葛島南端（ナギリ石）

ウ 漁場の区域 葛島南東（ナギリ石）を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号共第323号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江から大部に至る地先

イ 点の位置

- 基点A 小豆島町星ヶ城高頂
〃 B 大部灘山集落東の鼻
〃 C 小部デガラモ鼻西端
〃 D 大島東端
〃 E 大島西端
〃 F 妙見崎北端
〃 G 岡山県瀬戸内市邑久町木島西端
〃 H 北浦小島北端
〃 I 早崎目島北端
〃 J 岡山県瀬戸内市牛窓町黄島東端
〃 K 蕎崎

- 点 イ AからB見通し線上Bから100メートルのところ
〃 口 CからD見通し線上Cから600メートルのところ
〃 ハ FからG見通し線上Fから300メートルのところ
〃 ニ IからJ見通し線上Iから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、口D、Eハ、ハH、Hニ、ニKの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び大島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月1日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮・馬越・屋形崎・見目・小海・大部
計画番号共第324号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先

イ 点の位置

- 基点A 虹崎北端
〃 B 岡山県岡山市沖鼓島高頂
〃 C 礼田崎南端
〃 D 高松市庵治町大島北端

- 点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ
〃 口 CからD見通し線上Cから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAB間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚樹網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃・家浦

計画番号共第325号（樹網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町西村から二面に至る地先
- イ 点の位置
 - 基点A 小豆島オリーブユースホステル前の防砂堤基部
 - 〃 B 丸山鼻南の高頂（186メートル）
 - 〃 C 旧二生村、三都村境界（大崎）
 - 〃 D 権現鼻
 - 〃 E 田浦松ヶ鼻突端
 - 〃 F 小豆島町西村、二面境界
- 点 イ AからB見通し線上Aから180メートルのところ
- 〃 口 CからD見通し線上Cから270メートルのところ
- 〃 ハ FからE見通し線上Fから270メートルのところ
- 〃 ニ FからE見通し線上Fから180メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、ニハ、C口の3直線とAF間沖出し180メートルの只曲線、FC間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚樹網漁業	3月1日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町西村・二面

計画番号共第326号（樹網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡東部地先
- イ 点の位置
 - 基点A 金ヶ崎
 - 〃 B 福田小島東端
 - 〃 C 干出岩

- " D 兵庫県姫路市家島町院下島東端
 - " E 笠ヶ鼻
 - " F 兵庫県南あわじ市丸山崎
 - " G 東かがわ市寺山（秋葉山）高頂（97メートル）
 - " H 風ノ子島北東端
 - " I 坂手とびのす
- 点 イ BからC見通し延長線とDからG見通し線との交差点
 " ロ EからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロH、HIの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい・さわら枊網漁業	3月20日から6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷・橋・坂手

計画番号共第327号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田から坂手に至る地先

イ 点の位置

基点A 土庄町小部、小豆島町吉田境界

- " B 弁天鼻
- " C 水ノ子礁
- " D 笠ヶ鼻
- " E 坂手とびのす
- " F 風ノ子島北端
- " G 風ノ子島南端
- " H 大角鼻南の高頂（159メートル）
- " I 星ヶ城高頂（817メートル）

点 イ IからA見通し延長線上Aから270メートルのところ

" ロ BからC見通し線上Bから270メートルのところ

" ハ DからC見通し線上Dから270メートルのところ

" ニ EからF見通し線上Eから270メートルのところ

" ホ GからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、ニF、Gホの4直線と福田小島を含むAB間、DE間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ たい・さわら枊網の漁期中は双方協議の上操業しなければならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町吉田・福田・当浜・岩谷・橘・坂手

計画番号共第328号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手地先
- イ 点の位置

基点A 風ノ子島南端

- " B 大角鼻南の高頂 (159メートル)
- " C 雨倉鼻（坂手、堀越境界）
- " D 東かがわ市絹島高頂

点 イ BからA見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

- " ロ BからA見通し線上イからAへ270メートルのところ
- " ハ CからD見通し線上Cから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、Cハの2直線とイC間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 坂手港赤灯台から西波止に至る間張建してはならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第329号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島地先
- イ 点の位置

基点A 大福部島北西端

- " B 塩谷鼻南端
- " C 大角鼻南端
- " D 小福部島東端
- " E 小福部島西端

〃 F 大福部島東端

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから270メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロ、E Fの3直線とAD間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号共第330号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町堀越・田浦・古江地先

イ 点の位置

基点A 雨倉鼻（坂手、堀越境界）

〃 B 東かがわ市絹島高頂

〃 C 古江亀岬北端

〃 D 弁天島東端

〃 E 田浦松ヶ鼻突端

〃 F 旧二生村、三都村境界（大崎）

点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ

〃 ロ EからF見通し線上Eから270メートルのところ

〃 ハ EからF見通し線上Eから150メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハ、Cニの3直線とAE間沖出し270メートルの只曲線、EC間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦

計画番号共第331号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町苗羽弁天島地先

イ 漁場の区域 弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽

計画番号共第332号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町西村清水地先

イ 点の位置

基点A 西村清水（株）島醸前の鼻突端

〃 B 弁天鼻北端

〃 C NHK内海テレビ中継放送所中央電波塔

点 イ Aから海岸沿い北へ75メートルのところ

〃 口 Aから海岸沿い西へ75メートルのところ

〃 ハ 口からC見通し線上口から180メートルのところ

〃 ニ イからB見通し線上イから180メートルのところ

ウ 漁場の区域 口ハ、ハニ、ニイの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	3月15日から翌年2月末日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町苗羽・西村

計画番号共第333号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲野地先

イ 点の位置

基点A 旧二生村、三都村東側境界

〃 B 権現鼻西端

〃 C チョウシャノ鼻東端

- 点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ
 " 口 CからB見通し線上Cから270メートルのところ
 ウ 漁場の区域 Aイ、C口の2直線とAC間沖出し270メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桟網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲野・神浦・吉野

計画番号共第334号（桟網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町神浦地先

イ 点の位置

基点A 長者鼻西端

" B 崩鼻西端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

" 口 BからA見通し線上Bから200メートルのところ

- ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桟網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲野・神浦・吉野

計画番号共第335号（桟網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生から吉野に至る地先

イ 点の位置

基点A 土庄町淵崎、小豆島町蒲生境界

" B さぬき市小串崎

" C 観音崎南端

" D 長者鼻東の高頂（富士崎西の高頂）

- 点 イ AからB見通し線上Aから270メートルのところ
 " ロ CからD見通し線上Cから270メートルのところ
 " ハ CからD見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
 ウ 漁場の区域 Aイ、ロハの2直線とAC間沖出し270メートルの只曲線並びに最大高潮時海岸線に囲まれた区域及び小豆島町弁天島周囲最大高潮時海岸線から沖出し270メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 小豆郡小豆島町蒲生・池田・室生・二面・吉野

計画番号共第336号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島地先

イ 点の位置

基点A 旧屋島塩田西端

" B C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ252メートルのところ

" C G地区埋立地北東角（高松市朝日町6丁目埋立地北東角）

" D 矢竹島西端

" E 庵治漁港王ノ下旧突堤白灯台

" F 丸山大西鼻南西端

" G 屋島台頂北端（北嶺北端）

" H 女木島北端

点 イ CからD見通し線とFからH見通し線との交差点

" ロ FからH見通し線とEからG見通し線との交差点

" ハ EからG見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 AB、BC、CI、イロ、ロハの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号共第337号（拵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町魚戸地先

イ 点の位置

基点A 魚戸南鼻

〃 B Aから海岸沿い北へ100メートルのところ

〃 C 庵治町五剣山高頂

〃 D 庵治町大島北の高頂(62メートル)

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚拵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第338号（拵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦明神地先

イ 点の位置

基点A 荒多大明神鳥居から海岸沿い南へ50メートルのところ

〃 B 荒多大明神鳥居から海岸沿い南へ150メートルのところ

〃 C 大槌島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚拵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 高松市女木町

計画番号共第339号（拵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

イ 点の位置

基点A 香東川左岸突端（瀬戸内工業埋立地北側護岸東角）

〃 B 女木島南端

〃 C 本津川左岸突端（香西本町埋立地北側護岸東角）

〃 D Cから真方位95度の線と本津川尻右岸護岸との交差点

〃 E 貯木場埋立地北側護岸西角

〃 F Aから護岸沿い西へ200メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ Cから真方位95度8メートルのところ

〃 ハ ロから真方位5度195メートルのところ

〃 ニ ハから真方位95度9メートルのところ

〃 ホ ニから真方位5度195メートルのところ

〃 ヘ 瀬戸内工業埋立地北側護岸と直角にFから北へ380メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、Dロ、ロハ、ハニ、ニホの5直線とAE間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Eヘ、ヘFの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 高松市（下笠居、香西漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第340号（柵網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町から亀水町に至る地先

イ 点の位置

基点A 神在港東防波堤基部

〃 B 土庄町豊島檀山高頂（340メートル）

〃 C 紅ノ峰鼻

〃 D 直島町荒神島西端

〃 E 大崎ノ鼻

〃 F 亀水港1号防波堤基部

〃 G 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角

〃 H 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

- " 口 CからD見通し線上Cから200メートルのところ
 - " ハ Fから真方位307度30分462メートルのところ
 - " ニ ハから真方位179度30分593メートルのところ
 - " ホ ニから真方位119度00分35メートルのところ
 - " ヘ ホから真方位209度00分60メートルのところ
 - " ベ ヘから真方位74度00分155メートルのところ
 - " チ Fから真方位301度30分618メートルのところ
 - " リ チから真方位173度30分582メートルのところ
 - " ヌ リから真方位190度30分97メートルのところ
 - " ル ヌから真方位149度00分55メートルのところ
 - " ヲ ルから真方位274度00分225メートルのところ
 - " ワ Gから真方位335度00分17メートルのところ
 - " カ Hから真方位335度00分17メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、口Eの2直線とAC間沖出し200メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホヘ、ベト、ヲル、ルヌ、ヌリ、リチ、チハの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びGワ、ワカ、カHの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚漁網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 高松市（下笠居、香西漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第341号（漁網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先

イ 点の位置

基点A 王越町、大屋富町境界

" B 小与島北東端

" C 旧総社塩田北西護岸北角

" D 小瀬居島北端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

" 口 AからD見通し線上Aから200メートルのところ

" ハ CからB見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、口ハ、ハCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、河尻までとする。）。ただし、昭和21年8月1日（株）松浦工業が埋め立て免許を受けた坂出市大屋富町字釜屋浦3039番地地先海面を除き、大番橋地先海面にあっては、大番橋

北西側から北西へ10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 坂出市（松山漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号共第342号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先

イ 点の位置

基点A タコツボ鼻北端

〃 B 岡山県六口島南端

〃 C フクベ鼻北端

〃 D 岡山県上水島南東端

点 イ AからB見通し線上Aから700メートルのところ

〃 口 CからD見通し線上Cから700メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、口Cの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 丸亀市本島町

計画番号共第343号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町芦大浦地先

イ 点の位置

基点A おなご岩東端

〃 B 田ノ浦鼻東端

〃 C 本島町女郎鼻西端

〃 D 本島町フクベ鼻北端

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

〃 口 BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町（小手島を除く。）・手島町

計画番号共第344号（漁業）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町江ノ浦地先

イ 点の位置

基点A 江ノ浦港立石地区西防波堤基部

〃 B エンド鼻南東端

〃 C 羽節岩灯標

〃 D 上真島高頂

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

〃 口 BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町（小手島を除く。）・手島町

計画番号共第345号（漁業）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市広島町茂浦地先

イ 点の位置

基点A 桜鼻西端

〃 B 西ノ鼻北端

〃 C 手島町高州南東端

〃 D 手島町馬ノ口北端

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ
〃 口 BからC見通し線上Bから150メートルのところ
ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸
線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に
ついては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町（小手島を除く。）・手島町

計画番号共第346号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町西浦地先

イ 点の位置

基点A 金ヶ崎南端

〃 B アナジ鼻西端

〃 C 広島町小手島槌手北端

〃 D 広島町小手島牛ヶ首

点 イ AからD見通し線上Aから150メートルのところ

〃 口 BからC見通し線上Bから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸
線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に
ついては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町（小手島を除く。）・手島町

計画番号共第347号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町高ノ越鼻地先

イ 点の位置

基点A 西赤崎北端

〃 B 高ノ越鼻北端

- 〃 C 岡山県倉敷市玉島黒崎帆崎南端
 点 イ AからC見通し線上Aから150メートルのところ
 〃 口 BからC見通し線上Bから150メートルのところ
 ウ 漁場の区域 Aイ、B口の2直線とAB間沖出し150メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 丸亀市広島町（小手島を除く。）・手島町

計画番号共第348号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方地先

イ 点の位置

基点A 西港町西側護岸の北から第1番目鉄塔

〃 B 多度津町、三豊市三野町境界

〃 C 岩島高頂

点 イ BからC見通し線上Bから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第349号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島地先

イ 漁場の区域 亀笠島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第350号（枷網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町岩島地先

イ 漁場の区域 岩島周囲最大高潮時海岸線から沖出し150メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枷網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号共第351号（枷網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市三野町から詫間町三崎突端に至る地先

イ 点の位置

基点A 三崎突端

〃 B 岡山県笠岡市六島東端

〃 C 黒崎鼻

〃 D 多度津町二面島高頂

〃 E 粟島城山高頂

〃 F 矢倉石中央

〃 G 志々島東端

〃 H 多度津町高見島東端

〃 I 多度津町、三豊市三野町境界

〃 J 粟島不天洲南端

〃 K 高谷貯木場三号防波堤基部

〃 L 高谷貯木場三号防波堤突端

〃 M 高谷鼻

〃 N 詫間港水出埋立地北西角

〃 O 詫間港水出埋立地北東角

〃 P 多度津町亀笠島南端

〃 Q 多度津町岩島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

- 〃 口 イからE見通し線とCからD見通し線との交差点
 - 〃 ハ GからH見通し線上Gから500メートルのところ
 - 〃 ニ CからD見通し線とハからF見通し延長線との交差点
 - 〃 ホ HからG見通し延長線とIからJ見通し線との交差点
 - 〃 ヘ IからJ見通し線とOからP見通し線との交差点
 - 〃 ト IからQ見通し線とOからP見通し線との交差点
 - 〃 チ NからM見通し線とKからL見通し延長線との交差点
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、口ニ、二ハ、ハホ、ホヘ、ヘト、トIの8直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては、河尻までとする。）ただし、Nチ、チLの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚枊網漁業	3月10日から翌年1月15日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- ウ 陸岸から600メートル以内で操業しなければならない。
- エ 逆張りをしてはならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町志々島・栗島・詫間・大浜・積・箱

計画番号共第352号（枊網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町三崎突端から観音寺市豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界（余木崎）

〃 B 観音寺市伊吹町赤崎

〃 C 岡山県笠岡市六島東端

〃 D 詫間町三崎突端

〃 E 小鳴島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから3,300メートルのところ

〃 口 イからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、口Dの3直線と最大高潮時海岸線（仁尾港にあっては金坂地区1号防波堤突端と2号防波堤突端を結んだ線まで、観音寺港にあっては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあっては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場跡地南西端を結んだ線まで、財田川にあっては三架橋橋脚まで、柞田川にあっては鉄橋橋脚までとする。）に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域（平成11年香川県告示第886号）及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい枠網漁業	3月15日から6月30日まで
雑魚枠網漁業	3月15日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- ウ たい枠網1統分の長さは300メートル以内とする。
- エ 地元間の協定により認められたあいご枠網以外は逆張りをしてはならない。
- オ 雜魚枠網漁業は陸岸から500メートル以内で操業しなければならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町生里・大浜、仁尾町、観音寺市（伊吹町を除く。）

計画番号共第353号（枠網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先
- イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し700メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい枠網漁業	3月15日から6月15日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- ウ 1統分の網の長さは300メートル以内とする。
- エ 逆張りをしてはならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第354号（枠網）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先
- イ 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し700メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい枠網漁業	3月15日から6月15日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- ウ 1統分の網の長さは300メートル以内とする。
- エ 逆張りをしてはならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第355号 (桟網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲（オングー岩を含む。）最大高潮時海岸線から沖出し700メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
たい桟網漁業	3月15日から6月15日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

ウ 1統分の網の長さは300メートル以内とする。

エ 逆張りをしてはならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第356号 (桟網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市伊吹島地先

イ 漁場の区域 伊吹島周囲最大高潮時海岸線から沖出し350メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桟網漁業	10月15日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第357号 (桟網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大股島・小股島地先

イ 漁場の区域 大股島・小股島周囲最大高潮時海岸線から沖出し350メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚桟網漁業	10月15日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第358号（樹網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市円上島地先

イ 漁場の区域 円上島周囲最大高潮時海岸線から沖出し350メートル以内の区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第二種共同漁業

名 称	時 期
雑魚樹網漁業	10月15日から翌年1月10日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 関係地区 観音寺市伊吹町

計画番号共第401号（地びき網）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜名部戸、仁尾町家の浦地先

イ 点の位置

基点A 父母峠西端

〃 B 観音寺市円上島北端

〃 C 丸山島南西端

〃 D 交合谷

〃 E 大蔦島北西端

〃 F 詫間町大浜名部戸中央防波堤突端

〃 G 観音寺市伊吹町不動鼻（伊吹島北端）

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

〃 ロ DからE見通し線上Dから675メートルのところ（中央点）

〃 ハ イからC見通し線とロからB見通し線との交差点

〃 ニ イからC見通し線とFからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハニ、ニFの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
地びき網漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ あじ地びき網漁業は操業してはならない。

(4) 関係地区 三豊市詫間町大浜、仁尾町

計画番号共第402号 (地びき網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市仁尾町地先

イ 点の位置

基点A 三豊市仁尾町、観音寺市境界

" B 観音寺市円上島北端

" C 父母岬西端

" D 丸山島南西端

" E 交合谷

" F 大鳶島北西端

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

" ロ CからB見通し線上Cから1,000メートルのところ

" ハ EからF見通し線上Eから675メートルのところ (中央点)

" ニ ロからD見通し線とハからB見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロニ、ニハ、ハEの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

ただし、仁尾港金坂地区1号防波堤突端から2号防波堤突端見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
地びき網漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ あじ地びき網漁業は操業してはならない。

(4) 関係地区 三豊市仁尾町

計画番号共第403号 (地びき網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市室本町から豊浜町に至る地先

イ 点の位置

基点A 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

" B 伊吹町赤崎

" C 関谷港南防波堤基部

" D 小股島高頂

" E 江甫草 (九十九) 山南端

" F 伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

" G 三豊市仁尾町、観音寺市境界

" H 円上島北端

点 イ AからB見通し線上Aから1,000メートルのところ

- " 口 CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ
 - " ハ EからF見通し線上Eから1,200メートルのところ
 - " ニ GからH見通し線上Gから1,000メートルのところ
- ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハ二、ニGの5直線と最大高潮時海岸線（観音寺港にあつては北防波堤突端と南防波堤突端を結んだ線まで、豊浜港にあっては堤防曲り角から富士紡績豊浜工場跡地南西端を結んだ線まで、財田川にあっては三架橋橋脚まで、柞田川にあっては鉄橋橋脚までとする。）に囲まれた区域。ただし、観音寺港観音寺地区港湾環境整備事業に係る埋立免許区域（平成11年香川県告示第886号）及びこの埋立てに係る埋立護岸構造物設置区域は除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
雑魚地びき網漁業	4月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ あじ地びき網漁業は操業してはならない。

(4) 関係地区 観音寺市大野原町・豊浜町・観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町・室本町

計画番号共第501号（つきいそ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町名古島地先

イ 点の位置

基点A 名古島南西端

" B ザット岩中央

" C 長磯中央

" D 小麦岩中央

" E 東頭白岩中央

" F 西頭白岩中央

点 イ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点

" 口 AからC見通し延長線とDからE見通し線との交差点

" ハ DからE見通し線上口からEへ200メートルのところ

" ニ BからF見通し線上イからFへ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハ二、ニイの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号共第502号 (つきいそ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町タテバ地先

イ 点の位置

基点A タテバの北鼻

〃 B 丸山鼻南東端

〃 C 鶴部鼻北端

〃 D タテバの南鼻

点 イ Aから海岸沿い北へ250メートルのところ

〃 ロ イからB見通し線上イから40メートルのところ

〃 ハ イからB見通し線上イから180メートルのところ

〃 ニ DからC見通し線上Dから180メートルのところ

〃 ホ DからC見通し線上Dから40メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ホニの2直線とイD間沖出し40メートルの只曲線及びイD間沖出し180メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 さぬき市津田町津田

計画番号共第503号 (つきいそ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町相模坊地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下5号防砂堤突端

〃 B 瀬居島北端

〃 C 松ヶ浦港北防波堤中央屈折部

〃 D 瀬居島南端

〃 E 松ヶ浦港西防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから400メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線とEからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 関係地区 坂出市大屋富町・青梅町・高屋町・神谷町

計画番号共第504号 (つきいそ)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市仁尾町大蔦島水ヶ浦地先

イ 点の位置

基点A 大蔦島高頂 (91メートル)

〃 B 平石中央

〃 C 家ノ浦漁港南防波堤基部

〃 D 仁尾港金坂地区 1号防波堤突端

〃 E 帆解崎防波堤基部

点 イ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ハ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種共同漁業

名 称	時 期
つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 三豊市仁尾町

計画番号区第901号 (真珠)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町二面長崎地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ浦漁港南防波堤突端

〃 B 田浦漁港西防波堤突端

〃 C 長崎漁港南防波堤突端

〃 D 権現鼻北西端

点 イ AからB見通し線上Aから175メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから295メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから400メートルのところ

〃 二 CからD見通し線上Cから280メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハ二、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
真珠養殖業	5月1日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年9月15日までに、次年度における核のサイズ別養殖計画を提出しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町蒲生・池田・室生・二面・吉野・神浦・蒲野

2 免許予定日 平成26年1月1日

3 免許の存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

4 免許申請期間 平成25年11月5日8時30分から同月7日17時まで